

平成18年12月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成18年12月7日

○出席議員 21人

1番 土屋 元 君	2番 佐藤 啓史 君	4番 渡辺 伊三郎 君
5番 松崎 栄二 君	6番 刈込 欣一 君	7番 末吉 定夫 君
8番 黒川 民雄 君	9番 渡辺 玄正 君	10番 寺尾 重雄 君
11番 高橋 秀男 君	12番 板橋 甫 君	13番 丸 昭 君
14番 八代 一雄 君	15番 児安 利之 君	16番 渡辺 利夫 君
17番 佐藤 浩寿 君	18番 滝口 敏夫 君	19番 伊丹 富夫 君
20番 水野 正美 君	21番 岩瀬 義信 君	22番 深井 義典 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 藤平 輝夫 君	助 役 杉本 栄 君
収入 役 江沢 始一 君	教 育 長 松本 昭男 君
総務 課 長 西川 幸男 君	企 画 課 長 藤江 信義 君
財政 課 長 関 重夫 君	課 税 課 長 乾 康信 君
収 納 課 長 鈴木 克巳 君	市 民 課 長 滝本 幸三 君
介 護 健 康 課 長 関 修 君	環 境 防 災 課 長 田原 彰 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 酒井 正広 君	都 市 建 設 課 長 三上 鉄夫 君
農 林 水 産 課 長 岩瀬 章 君	観 光 商 工 課 長 守沢 孝彦 君
福 祉 事 務 所 長 小柴 章夫 君	水 道 課 長 藤平 光雄 君
会 計 課 長 岩瀬 武 君	教 育 課 長 渡辺 恵一 君
社 会 教 育 課 長 佐藤 光男 君	学 校 給 食 共 同 中 村 一 夫 君
農 業 委 員 会 酒井 明 君	調 理 場 所 長
事 務 局 長	

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君 議 事 係 長 目 羅 洋 美 君

議 事 日 程

議事日程第3号
第1 一般質問

開 議

平成18年12月7日（木） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君）ただいま出席議員は21人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

発言の一部取り消しについて

○議長（水野正美君）初めに、昨日の渡辺玄正議員の一般質問に対する都市建設課長の答弁の中での、関係者の戸籍、住民登録等の発言につきましては、個人情報にかかわりますので、発言の取り消しの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、発言の一部取り消しの申し出は許可することといたします。

なお、この部分の発言は、会議録より削除いたします。

一 般 質 問

○議長（水野正美君）日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、滝口敏夫議員の登壇を許します。滝口敏夫議員。

〔18番 滝口敏夫君登壇〕

○18番（滝口敏夫君）初めに、行政改革についてお伺いいたします。

私は、昨年6月の議会で、総務省が平成17年3月、新地方行革指針を地方自治体に通知されたことを踏まえ、本市の newRow 大綱の策定、集中改革プランの策定と公表へ向けての取り組みを促したところであります。若干その取り組みの作業はおくれましたが、昨年12月、市は集中改革プランを盛り込んだ勝浦市行政改革大綱2005を策定し、平成18年度から平成22年度までの5カ年に実施する計画を明らかにし、その推進を緒につけてきております。

しかし、その後、行政改革推進法及び公共サービス改革法が本年5月に成立、6月に施行され、

新たな行革に関する手法が制度化されました。そして、この関連法や骨太の方針2006を受けて、総務省は8月末に地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針を策定し、全国の市町村まで周知されたことは市長もご承知のとおりであります。

そこで私は、総務省が通知された行政改革のさらなる推進のための指針に基づいて、緒につけたばかりの勝浦市行政改革大綱2005を必要に応じて見直し、本市における行政改革の一層の推進を図る観点から、まずは4点ほど端的にお尋ねいたします。

第1点は、総人件費改革についてであります。市長もご認識のとおり、本市の厳しい財政運営の状況から考えますと、行政改革大綱2005に示されている組織・機構の見直し、定員管理、給与の適正化等の計画には緩みがあるのではないかと指摘があります。市としては、総務省の指針を踏まえて、行政改革の次なる取り組みを検討されているものと思いますが、簡素で効率的な行政機構の改革、職員数の一層の純減、地域民間給与の反映及び一層の給与適正化の推進による総人件費改革について、市長の認識と、今後の具体的な取り組みについて承りたいと思います。

第2点は、公共サービス改革についてであります。総務省は、地方公共団体に対し、事業仕分けを踏まえた検討を実施し、公共サービスの必要性、実施主体を総点検するとともに、市場化テストの活用を図るなど、公共サービス改革の取り組みを求めています。まずは事業仕分けから始まる公共サービス改革に対する市長の認識と今後の具体的な取り組みについて承りたいと思います。

第3点は、公会計改革についてであります。市長もご承知のとおり、総務省は、発生主義の活用、複式簿記の考え方の導入による公会計の整備、資産・債務管理等の公会計改革の取り組みを地方自治体に求めています。そこで私は、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を推進するとともに、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策の策定等、公会計改革の積極的な取り組みを求めるものであります。市長の見解と今後の具体的な取り組みについて承りたいと思います。

第4点は、情報開示の徹底についてであります。本市においては、職員の給与、定員管理などの公表が行われておりますが、さらに給与情報等公表システムの充実を図るとともに、決算等の早期開示、団体間で比較可能な財政情報の開示、公共サービスの質の向上、経費削減効果などの成果を市民にわかりやすく公表することなど、情報の開示を一層推進することを求めるものであります。ホームページ、広報かつらの活用など、今後の具体的な取り組みについてお示し願いたいと思います。

また、進行中の行政評価制度の導入へ向けた作業の進捗状況、導入の時期及び導入後における行政評価の公表について承りたいと思います。

次に、福祉問題についてお伺いいたします。

第1点は、高齢者虐待防止ネットワークの構築についてであります。昨年6月に開かれた議会で私は、家庭や施設内における陰湿で深刻な高齢者への虐待が急速に表面化し、社会問題となってきたことから、高齢者への虐待防止と早期保護への具体的な仕組みづくりが急務であることを指摘し、高齢者虐待防止のためのネットワークの形成、運用を行うよう要請し、市長の考えをただしてきたところであります。

その際、市長は私の質問に答えて、「現在の高齢者保護の実情把握、さらには高齢者虐待の情報一元化、あるいは虐待に対する防止対策等を考慮いたしますと、このネットワークの設置は

必要と考えるので、関係機関と協議の上、前向きに検討してまいりたいと考える」と、意のある姿勢を示されました。

市長もご承知のとおり、高齢者虐待の実態は、厚生労働省が行った全国実態調査でも明らかのように、身体的虐待や心理的虐待、性的虐待、経済的虐待のほか、介護、世話の放棄、放任など、さまざまであり、早急な対応を必要とするケースも少なくないと指摘されております。

そこで、本市においては、この1年半、事務レベルで具体的な取り組みの検討を行ってきたものと考えますので、改めて地域の関係機関等との連携強化を図り、地域における高齢者虐待防止のためのネットワークの形成、運用を行うよう強く要請するものでありますが、今後の取り組みについて、具体的にお示し願いたいと思います。

第2点は、高齢者等困り事支援サービスについてであります。市長もご承知のとおり、本市の高齢化率は、本年10月末現在で29.2%となっており、約3人に1人が高齢者という超高齢社会に突入しております。特に65歳以上の高齢者のみの世帯が1,075世帯、75歳以上の独居老人世帯が618世帯と非常に多く、きめの細かな高齢者向けのサービスの充実が大きな課題となっております。

そうした中で、介護保険サービスのような大がかりなサポートではなく、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯の方々のちょっとした困り事、ニーズに対応する支援サービスを求める声があります。

具体的な例を申し上げますと、電球等の交換、ブレーカー落ちの復旧、ネジの緩み、蛇口パッキンの交換、洗面所等排水溝の詰まり、代筆、代読、ボタンつけ等の簡単な繕い、家具の移動、風邪などで体調を崩したときの買い物、荷物の上げ下ろし等々であります。もちろん専門技術が必要とせず、1時間ぐらいでできて、継続性のないものでありますが、私は、超高齢社会に対応する施策の一環として、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯の方々のちょっとした困り事、ニーズに対応する支援サービスの実施について提唱するものでありますが、まずは市長のお考えについて承りたいと思います。

次に、地域の活性化についてお伺いいたします。

第1点は、人材誘致・移住の推進についてであります。総務省が本年5月、人口減少自治体の活性化に関する研究会からの報告書（人口減少社会を福となすー健康立国宣言ー）を公表したことは、市長もご承知のとおりであります。同報告書は、これからの人口減少社会において、地方は危機意識を持って産業振興や地域間交流、魅力ある地域づくりなど、さまざまな活性化策に取り組んでいくことが課題であると指摘し、特に今後の地方の活性化のためには、人材誘致、移住政策の必要性と意義について強調しております。

今や、国、地方とも厳しい財政状況のもと、自治体財政がこれまでと同じような水準で地方交付税や国庫補助金などに依拠することは困難であることから、生活重視、人材誘致重視といった新しい発想に立った自治体経営が求められているのであります。

同報告書には、人材誘致、移住政策を展開していくに当たってのポイントの一つとして、地域全体で移住・交流のための受け皿を整備することの重要性が指摘され、そのために行政が行う事業や取り組みで完結するという発想ではなく、いかにしてビジネスとして成り立つようにしていくかという発想の転換が必要であるとし、行政は民間産業の創出に向けてコーディネーター的な役割を担うとともに、住民団体、NPOなど多様な主体との協働を図ることに留意すべきとして

おります。

また、同報告書には、地域の活性化を図っていく上で時宜を得た効果的な方策が示されております。そこで私は、本市の実情を踏まえた人材誘致・移住の推進を図っていくことを提唱するものでありますが、これが取り組みについて、市長はどのように考えているのか承りたいと思います。

第2点は、地産地消の推進についてであります。地域で生産された農水産物をその地域で消費する地産地消について、その取り組みが全国各地で広がっております。地産地消は、消費者にとっては、身近な場所で作られた新鮮な農産物が食べられる、直接見て、聞いて、話して、生産状況が確かめられる。生産者にとっては、消費者ニーズが即座にわかる、流通コストの削減につながる、数量がまとまらなくとも、規格から少し外れても販売できるなどのメリットが上げられます。

これまでの各地における主な具体的な取り組みとしては、直売所や量販店での地場農産物の販売、学校給食、福祉施設、観光施設、加工関係での利用などが上げられますが、地域の活性化や地域おこし、教育や文化の面も含んだ多様な側面を有しており、柔軟性、多様性を持った地域の創意工夫を生かした地産地消の推進が必要であると思います。そこで、目標数値を明確にした学校給食での地産地消の取り組みを初め、地域の活性化や地域おこしへ向けての独自の地産地消推進計画の策定と取り組みについて、積極的な推進を求めるものでありますが、市長はいかに考えているのか承りたいと思います。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

第1点は、放課後子どもプランの実施についてであります。文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を連携する放課後子どもプランが来年度に創設される予定であります。同プランは、全児童を対象にした放課後の居場所づくりであり、各市町村において教育委員会が主導し、福祉部局と連携を図りながら、原則としてすべての小学校区で総合的な放課後対策として実施することになっていることは、教育長もご承知のとおりであります。

そこで、放課後子どもプラン推進のための連携方策として考えられている放課後対策事業の運営委員会の設置、コーディネーターの配置、活動場所における連携促進等について、本市としてはいかなる対応を考えているのか。また、放課後子どもプランの実施により、子供の安全で健やかな居場所の確保、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みの充実が期待できると考えますが、教育長の見解について承りたい。さらに、放課後子どもプランの実施へ向けた新年度の予算措置等の取り組みについて承りたいと思います。

第2点は、早寝・早起き・朝ごはん運動の推進についてであります。教育長もご承知のとおり、文部科学省は、子供の望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる早寝・早起き・朝ごはん国民運動の全国展開を推進しております。

最近の調査では、就寝時間が午後10時以降という小・中学生が過半数を占め、子供の生活の夜型化が進行、朝の欠食率は、小学生が15%、中学生は22%に上っていることが指摘されており、本市も例外ではないと思うのであります。そこで私は、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として、本市における早寝・早起き・朝ごはん運動を展開されるよう要請するものでありますが、教育長の見解と今後の具体的な取り組みについて、まず、お示し願いたいと思います。

第3点は、小学校跡地の活用についてであります。私は、小学校統合に伴い閉校した荒川小学校、同長谷川グラウンド及び名木小学校の跡地の活用について、昨年8月、北区が実施したアンケート調査等を踏まえ、機会あるごとに市の取り組みを促してきているところであります。そこで、本日はまず、元荒川小学校の用地取得へ向けたこれまでの取り組みと、その進捗状況及び跡地活用へ向けた今後の取り組みについて、長谷川グラウンド活用も含めて具体的にお示し願いたい。また、元名木小学校の跡地活用に関する、これまでの検討の経過と今後の対応についてもあわせてお示し願いたいと思います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの滝口議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、行政改革について申し上げます。

市では、昨年12月、総務省より示された地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づき、最少の経費で最大の効果を上げるという自治体運営の基本原則に立ち返り、行財政を総合的かつ計画的に運営していくための勝浦市行政改革大綱2005を策定いたしました。また、これに基づき、平成22年度までの5カ年間の勝浦市行政改革実施計画を策定し、可能な限り具体的な数値による目標を定めた上で、計画的な行政改革に取り組んでいるところであります。

議員からただいまご指摘のありましたように、本年9月に総務省より、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針が示されました。今回の指針は、昨年3月に示された新地方行政指針の策定後に成立・施行された行政改革推進法や公共サービス改革法を踏まえ、行政改革のさらなる推進のための指針として示されたものであります。それでは、各項目について申し上げます。

まず、総人件費改革であります。人件費の増嵩が将来の財政運営に及ぼす影響は大きいものがあると考えており、適正な人事管理、給与の適正化を図り、人件費の抑制に努めることが重要であると認識しております。その上で、本会議にも提案しておりますが、平成19年4月1日からの組織・機構の見直しを行うとともに、職員数につきましても、国家公務員の5カ年での定員純減目標5.7%を上回る本市定員適正化計画に沿った人員の削減を行う考えであります。また、給与の適正化につきましても、県人事委員会勧告を基本に、特に今回ご指摘のありました特殊勤務手当については、本年4月より17種類35項目から13種類28項目へと見直しを行ったところでありますが、今後におきましても引き続き給与の適正化に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共サービス改革について申し上げます。本年6月に成立した行政改革推進法及び公共サービス改革法等を踏まえ、今回、新たに取り組むべき項目として示されたものでありますが、事務及び事業の必要性の有無並びに実施主体のあり方について、その内容、性質に応じた分類・整理等の仕分けを踏まえた検討を行うとともに、公共サービスとして行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止・民間委託等の措置をとるよう求められております。特に公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、透明かつ公正な競争のもとで、地方公共団体と民間事業者との間、または民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続、いわゆる市場化テストの積極的な活用に取り組むこととされており、これらの内容等を十分検討した上で対応してまいりたいと考えております。

次に、公会計改革について申し上げます。公会計改革につきましては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006を踏まえ、総務省が示した地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針において、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を図り、地方公共団体単体ではなく、公営企業や第三セクター等も含めた連結ベースで公会計の整備の推進に取り組むこととされました。

現在、勝浦市においては、このうち貸借対照表、いわゆるバランスシートを作成し、毎年12月の広報かつうらで決算状況とあわせ市民にお知らせしているところではありますが、この公会計改革は、現在の地方自治体が行っている現金主義会計の単式簿記だけではなく、企業と同様に発生主義会計の複式簿記を導入することにより、資産・債務の適正な管理のみならず、世代間の負担の公平や決算状況の予算への活用などにも効果があると言われております。

現在のところ、円滑な導入を図るには、資産の評価方法など課題もあるため、国においてさらに調査検討した上で、今後、事務的な指針が示されることになっていきますので、この指針を踏まえ、対処してまいりたいと考えております。

また、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革についてであります。市では、財政状況に対処するため、既に遊休地の一部を月決め駐車場として活用するとともに、平成17年度に策定した勝浦市行政改革大綱2005及び財政健全化計画の中に興津地区から浜行川、大沢地区にかけての約100万平方メートルに及ぶ一団の土地を初めとした未利用財産の有効活用とあわせ売却収入を見込んでおりますが、議員ご承知のとおり、普通財産の大半が急傾斜を伴う山林であることから、その活用方法に苦慮しているところであります。いずれにいたしましても、今後も引き続き資産の有効活用に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、情報開示の徹底について申し上げます。現在、市では、広報及び市ホームページにおいて公表しているものとして、市民の給与・定員管理の状況、人事行政の運営等の状況、予算の執行状況及び決算のあらましなどがあり、総務省から示されました給与情報公表システム及び財政比較分析表の公表システムに沿った情報開示に努めております。今後、さらに市民にわかりやすいよう、内容等に工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

次に、行政評価制度の導入について申し上げます。行政評価制度は、行政の効率性や有効性の向上などを目標に、また、評価結果を公表することにより、行政の透明性向上を図ろうとするもので、本市におきましては、平成16年6月、庁内に行政評価制度研究会を設置し、平成17年3月には職員説明会を、平成17年4月に試行を実施いたしました。その後実施したアンケートによる意見等を踏まえ、細分化し過ぎていた項目を統合するなど、評価シートの改良等を実施してまいりました。

今後、本年度内に改良後の評価シートの職員への周知を実施し、平成18年度の決算が固まり次第、行政評価を行い、その結果を平成19年9月ごろ、ホームページで公表してまいりたいと考えております。

次に、福祉問題について申し上げます。

まず、第1点目の高齢者虐待防止ネットワークの構築についてであります。このネットワーク構築につきましては、過去の議会でも質問があり、検討する旨、答弁してきたところでございます。その後の検討といたしましては、既存の児童虐待防止対策協議会との兼ね合い、また、他市町村の制定の状況、さらには介護保険法の改正によるところの市町村の地域包括支援センター

における総合相談・支援事業の関連も検討したところでありますが、先ほど申し上げました介護保険法の関係で、第115条の39では、地域包括支援センターの包括的支援事業ということで、被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行うということになっております。したがって、地域包括支援センターとのかわり、さらには11月に県から送付されました高齢者虐待対応マニュアルも参考にし、引き続き検討を加え、このネットワークの構築に向けて取り組んでまいりたいと考えます。

第2点目の高齢者困り事支援サービスについてであります。近年、高齢者の増加に伴い、相談事が増加している傾向にあります。時には民生委員を通じ、あるいは本人が電話で相談してくるケースもあります。また、障害者につきましては、知的障害者相談員、身体障害者相談員を介して相談があり、それぞれケースに応じて対応しているところであります。今後におきましても、これら関係者に協力願ひ、支援を続けていくとともに、一部事務組織の見直しを行い、職員の充実に努め、各種相談に応じ、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、人材誘致・移住の推進について申し上げます。国全体の人口減少が見込まれる中、比較的財政力の弱い地方公共団体では、今後も人口減少と財政力の低下が懸念されるなど、厳しい状況が予想されることから、総務省は、人口減少自治体の活性化に関する研究会を設置し、本年5月に当該研究会より報告書が提出されたところであります。

この報告書では、団塊の世代の大量退職を目前に控え、田舎暮らしの再評価、地方回帰への機運が高まりつつある中で、UターンやIターンなどにより人材を地方に誘致し、都市から地方への移住や、都市と地方の双方に生活拠点をもち、行き来する交流居住を推進すべきであり、産業振興や魅力ある地域づくりなど、活性化に取り組みつつ、地方からの情報発信や、地方の今ある資源を活用しながら、地方の魅力を積極的にアピールすべきであるとしています。

このようなことから、現在、千葉県と勝浦市を含む関係市町村が協力して、定住希望者に対し、ワンストップでさまざまな情報を提供し、相談に応じる定住促進支援センターの設置を目標に、現在、情報提供のためのホームページの開設に向けた準備、定住・交流支援体制のあり方や、地域活性化モデル形成促進事業の検討などを行っているところであります。

2点目の地産地消の推進についてのご質問であります。近年、地域で生産されたものをその地域で消費するという地産地消がうたわれている中、本地域は約400年前からこれを朝市という形で実践してまいりました。本地域には豊かな海と山があり、その産物を享受するとともに、生活の糧とする中で、郷土を意識し、現在の勝浦をはぐくんできたところであります。地域で生産された農林産物、捕獲採取された海産物をその地域で消費することは至極当然の形であり、食卓に上がる地場産の農林水産物は勝浦の四季を伝えて、地域の食材の豊かさを実感させるものであります。

さらに、地産地消は、本市基幹産業である農林水産業に対する市民の理解を深め、農林水産業従事者は市民という顔の見える消費者を相手にすることで、農林水産物の評価がすぐに届くようになり、農林水産業を営む励みにつながると考えます。

一方、現在、消費者が量販店で食材を買い求める中、地場農林水産物をいかに地元消費者の手にとってもらう場をつくり出すのか、また、食べてもらう機会をつくり出すのかという点が地産地消の推進にとって課題であると考えます。

こうした中、直売所、量販店内の地場産物コーナーの設置や、学校給食、観光施設、福祉施設、

さらには外食産業における地場産物の使用など、地域の実情に応じた多様な地産地消推進活動が求められております。この中でも特に学校給食への地場産物の使用は、地域の将来を担う子供たちが、食材からその地域を理解し、学ぶ上で重要であると考えます。

そこで、数値目標を明確にした学校給食での地産地消の取り組みについてのご質問であります。新鮮で良質な地場産物の活用は、安全でおいしい給食を提供するだけでなく、地域産業の振興や愛郷心の向上などからも大変意義があり、これまで積極的に推進してきたところであります。特に平成16年度からは、地元直売所の味彩館から野菜等を、平成17年9月からは勝浦産米ふさおとめ、その他、市内業者からヒジキ、カツオの角切り等、随時給食に使用しているところであります。

また、国が策定しました食育推進基本計画に示されている、学校給食における地場産物を使用する割合は、平成16年度全国平均で21%、平成22年度の数値目標で30%以上とされておりますが、今後におきましても、これらの数値を踏まえ、積極的に地場産物の活用を推進してまいりたいと考えます。

また、地域における地産地消の実践的な計画、いわゆる地産地消推進計画の策定と取り組みにつきましても、地産地消の関連施策・計画等との整合性を図りながら、地域関係者とともに進めてまいりたいと考えます。

以上で滝口議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、教育問題につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（水野正美君）次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君）ただいまの滝口議員の一般質問に対しお答えいたします。

1点目の放課後子どもプランの実施についてですが、同プランの推進のための連携方策としての運営委員会の設置については、同プランの効果的な事業運営を検討する観点から、運営委員会の構成については、教育委員会及び福祉部局の行政関係者、小学校の校長または教頭などの学校関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民の方々等が考えられます。

次に、コーディネーターの配置ですが、放課後対策事業の総合的な調整役として、各小学校ごとにコーディネーターを配置し、事業の円滑な実施を図るための調整役を行うことが考えられます。

次に、活動場所における連携促進等についてですが、コーディネーターの配置により、学校や関係機関、団体等との連絡調整が図られると考えられます。

次に、放課後子どもプランの実施により、子供の安全で健やかな居場所の確保、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みの充実についてですが、勝浦市内の小学校においては、地域性もあることから、その地域に合った放課後対策事業を実施することが望ましいと考えます。

次に、放課後子どもプランの実施へ向けた新年度の予算措置等の取り組みについてですが、同プランについては、国の概算要求の段階であり、予算の内容については決定されていないことから、今後、国及び県の情報を得ながら検討していきたいと考えます。

2点目の早寝・早起き・朝ごはん運動の推進についてですが、「早起きは三文の得」、「寝る子は育つ」などという言葉がありますが、改めて子供の生活リズムについて考えますと、子供た

ちの寝る時間が遅くなり、睡眠時間も短くなっていることは言うまでもありません。深夜テレビや24時間営業の店などがある中、家庭においても大人の夜型の生活に子供を巻き込んでいるのではないかと考えられます。早寝早起きの習慣をつけて十分な睡眠をとることは、子供の健やかな成長と生活リズムを確立するためには大切であります。そして、早起きをして朝食をとることにより、体にエネルギーを補給し、集中力ややる気、体力を発揮し持続させ、一日の生活リズムを整えることができます。

勝浦市においては、毎年、文部科学省が発行している家庭教育手帳を各家庭に配布し、子供の生活リズムの見直しについて周知しているところです。今後においても、家庭教育学級や就学時子育て講座等において子供の生活リズム向上のための普及啓発に努めたいと考えます。

3点目の小学校跡地の活用についてでございますが、当該地は県道天津小湊夷隅線や市道勝浦荒川線に隣接する条件など、その利活用に係る可能性が大きいことから、取得の方向で、2名の地権者のうち、学校用地の大部分を占める宗教法人と平成18年7月より交渉を始め、以後7回の交渉を重ねてまいりました。現在、条件面での最終的な調整を図っており、交渉と並行して取得に係る問題点や課題などを整理した上で、地権者との最終的な合意につなげたいと考えております。

また、2名の地権者のうち、もう1名につきましては、宗教法人との交渉のめどが立ち次第、進めてまいりたいと考えます。

次に、長谷川グラウンドの活用につきましては、昭和32年、地元学区の要望を受け、長谷川家よりその敷地の寄贈を受けたもので、地元の子供たちや住民の皆さんのために使われますよとの意向を受けまして、不足しているスポーツ施設や遊具の設置等をして利活用を図りたいと考えております。現在は小学生を対象にしたサッカーチームが年間を通して利用しております。

元名木小学校につきましては、荒川小学校と並行し、学校用地に係る課題の整理を行っております。地権者につきましては5名の方がおりまして、この方たちと向こう5年間の継続使用について交渉を行っているところです。

跡地利用につきましては、現時点では決まっていないため、引き続き検討してまいりたいと考えます。

以上で滝口議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）11時まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）ただいま市長及び教育長より答弁を賜りましたので、その答弁を踏まえ、2回目の質問をいたします。

初めに、行政改革についてお伺いいたします。

第1点は、総人件費改革についてであります。繰り返し申し上げることになりますが、行政機構の改革、職員数の純減、地域民間給与の反映及び給与適正化の推進による総人件費改革は、行政が市長を先頭に真摯に取り組んでいかれることを市民は期待しております。そこで、角度を変

え、再度、端的にお尋ねするものでありますが、1つは、行政機構の改革についてであります。ただいまの市長答弁の中にも触れられておりましたが、市長は、私がかねてから一貫して主張してまいりました課税課と収納課を来年4月からもとのさや、税務課に戻すことを決断されました。さらに来年4月から、学校給食共同調理場特別会計をなくし、一般会計に組み込む措置を講じられたのであります。

そこでお尋ねするものでありますが、来年4月からこれらの措置を講じますと、現在の課長1名とセンター所長1名の管理職2名を減員することが可能となり、さらには農業委員会事務局を農林水産課に組み込み、管理職を減員する改革も可能となると考えるのでありますが、これらの行政機構改革の取り組みについて、市長はどのように進めていく考えであるのか、今申し上げましたことを踏まえて具体的にお示し願いたいと思います。これは市長または助役の方から答弁を賜りたいと思います。

2つには、職員数の一層の純減についてであります。実質的な赤字経営が続いています勝浦診療所の改革は、熊谷医師を診療所に迎えてわずか2年足らずのうちに、医師等の決断により、看護師2名を配置替え等により削減するとともに、薬剤師退職に伴う医薬分業化や事務の管理職員配置をなくすなど、極力むだをなくし、簡素で効率的な診療所経営へ向けて着実に進められてきております。

そこでお尋ねするものでありますが、職員数の一層の純減を図る上で、各分野、各課における数値目標の検証、分析については、いかなる根拠、基準によって行っているのか、具体的にわかりやすくご説明願いたいと思います。

また、平成17年4月1日現在における本市の職員1人当たりの人口は102.5人で、人口に占める職員数の多さでは、平成17年4月1日現在であります。県内33市中4番目に位置し、定員管理上からは一考を要する水準にあり、主役である市民に対し、県内の平均水準に近づけていく定員管理を約束していく必要があると考えますが、市長の見解と今後の取り組みについて承りたいと思います。

あわせて、改革を緒につけ、さらなる改革を進めようとしております勝浦診療所の移転改築については、建物の老朽化の実態から考えても速やかな取り組みが臨まれるのでありますが、予算措置を含めた新年度からの取り組み計画について、具体的にお示し願いたいと思います。

第2点は、公共サービス改革についてであります。公明党が主張してきた事業仕分けの内容が、今般、総務省が示された公共サービス改革の指針の中に盛り込まれてまいりましたが、本市が取り組む事業仕分けのシステムづくりについては、どのように進めていかれるのか。また、その事業仕分けを踏まえた公共サービス改革の実施時期等についてはいかに考えているのか、この際、お示し願いたいと思います。

また、市場化テストの活用を図る姿勢を示されましたが、その施策展開への取り組みについてはどのように考えているのか、お示し願いたいと思います。

第3点は、公会計改革についてであります。市長もご承知のとおり、東京都は今年度から日常の会計処理作業に複式簿記、発生主義を取り入れた新システムをスタートさせております。これは、導入しているコンピュータネットワークによる会計システムに複式簿記・発生主義の要素を加えたもので、具体的には、これまで同様の年度や件名、費目、金額などに加えて、歳出仕分け区分コードなどを入力、ここで、そのお金が資産になるものか、費用なのかなどの性格を区分す

る。そして、この入力された区分コードに従って、複式簿記・発生主義による財政諸表の作成プログラムに自動的にデータが流れ込む。この新システムによって財務諸表は出納整理期間後約2カ月後の8月には通常の決算と同時に公表することができる。これによって、財務諸表など決算結果が次年度予算編成に反映することが十分に可能になる。また、このシステムでは、部局ごとや事業ごとなど、細かい単位での財務諸表も作成できるため、より綿密なチェックが可能になるのが特徴であります。ぜひ執行部の関係者におかれましては、東京都の視察を行っていただきたいと思うのであります。ここに参考となる資料の一部をお持ちしておりますが、必要があればお見せいたします。

いずれにいたしましても、総務省は人口3万人以上の都市と都道府県には3年以内に、人口3万人未満の市町村には3年程度を準備期間として認め、その基準モデルを提案されたのであります。

本市は人口3万人未満であります。人口3万人以上の都市や、隣接のいすみ市や鴨川市にも足並みをそろえる形で、3年以内に複式簿記・発生主義を取り入れた新会計システムをスタートさせることが望ましいと考えますが、その諸準備を進めていく考えがあるのかどうか、具体的にご説明願いたいと思います。

また、未利用財産の売却計画並びに先ほども答弁の中に若干触れられておりましたが、倒産した英和リゾートの管財人から寄附を受けた約100万平方メートルの土地、2億円で取得した勝浦駅北口周辺地域の土地及び運動公園建設予定地の有効活用について、現在どのように検討されているのか。その検討の経過と今後の有効活用の見通しについてお示し願いたいと思います。

第4点は、情報開示の徹底についてであります。団体間で比較可能な財政情報の開示や公共サービスの向上、経費削減効果などの成果を市民にわかりやすく公表するためには、当然のことながら市のホームページや広報かつらの紙面を活用すると考えられますが、それには一定の公表様式に沿った情報開示が必要であると思います。情報開示の徹底を図る市長は、この点についてどのように考え、そして情報開示を行っていくのか、この際、具体的にご説明願いたいと思います。

また、行政評価導入の進捗状況、導入時期、導入後の評価の公表等についてお尋ねをしたわけですが、この行政評価制度の導入については、ただせばただすほど若干ずれていく、いわゆる後退していくといふかね、こちらが答弁を受けて感ずる感想であります。そういうような姿勢が常に示されてきている。あえて今回、来年度の予算編成に当たり、お尋ねしたわけですが、予算編成に当たって、具体的に予算措置等が必要があるもの、ないもの、あると思いますけれども、どのようにこの導入を図っていくのか、具体的に、いましてわかりやすく説明していただきたいと思います。

次に、福祉問題についてお伺いいたします。

第1点は、高齢者虐待防止ネットワークの構築についてであります。ただいま前向きに取り組む姿勢のご答弁がなされましたが、来年4月に地域包括支援センターの設置が本市においても予定されているわけですが、その地域包括支援センターのイメージについて、この際、ご説明願った上で、地域包括支援センターで行う高齢者虐待防止ネットワーク事業の法的な位置づけについて、今、答弁がありましたけれども、その位置づけがどうも理解、納得できないわけですので、いまして明確にご説明願いたいことと、それを踏まえた高齢者虐待防止ネットワー

ク事業の取り組みについては、どのように関連して、どこの部署で取り組むのか。つまり、今回提案されてきているところの議案が通れば、福祉課で取り組むのか、あるいは来年4月実施の地域包括支援センター、これも福祉課の中に取り込まれていくのか、あるいは介護健康課が担当するのか、その辺が明確でありませぬけれども、その辺を含めた上で、具体的な事業の取り組みについてお答えをいただきたいと思ひます。

第2点は、高齢者等困り事支援サービスについてであります。これも前向きなご答弁をいただいたわけですが、既に私の方は、質問通告した際に、千代田区の例、実施している資料を添付し、提出をして、そしてお尋ねをしたわけでありませぬので、それを踏まえた上でのご答弁と承ったわけですが、念のために、本市の実情に則した、高齢者のちょっとした困り事に対応する支援サービスの速やかな実施について、再度、前向きで具体的な答弁を賜りたいと思ひます。千代田区の例をここで申し上げますと若干時間かかりますので申し上げますので、それらを踏まえた上で答弁をされたのかどうかも踏まえて、再度のお尋ねにお答えをいただきたいと思ひます。

次に、地域の活性化についてお伺ひいたします。第1点は、人材誘致・移住の推進についてあります。市長もご承知のとおり、昭和22年から昭和24年生まれの団塊の世代は、我が国の人口の約5%を占める約680万人。その前後を含めた広義の団塊の世代は約1,000万人。平成19年、つまり来年から団塊の世代の大量退職が始まりますが、定年の引き上げや継続雇用制度の導入による雇用期間の延長などの影響もあり、ここ数年のみの一過性の問題ではなく、当分の間は団塊の世代の大量退職の影響が生じるものと見込まれております。そして、団塊の世代は、各種の意識調査を見ましても、地方への移住や交流の希望が比較的高い傾向が見られることから、地方において移住や交流のための受け皿を整備することは、団塊の世代の大量退職に対応するものであり、有為な人材の獲得は地域の活性化に寄与することが期待されるわけであります。

そこで、本市としても、団塊の世代の大量退職への対応について早急に検討し、移住や交流の促進に向けた施策を展開するよう強く求めるものでありますが、市長の積極的な取り組みについて再度、具体的にお示し願ひたいと思ひます。

また、情報化社会が進展する中にありまして、有為な人材誘致・移住の推進を図るためには、光通信の市域全域にわたる運用の開始、ADSL回線の出力増強及び携帯電話の圏外地域を解消することが望まれます。そこで、市としては、関係する機関や企業に対し、積極的に働きかけて、その実現化と問題の解決を図っていくことを強く要請するものでありますが、この取り組みについて具体的にお示し願ひたいと思ひます。

また、都市部からの移住者・交流者を受け入れるに当たっては、できる限り既存の住宅ストックの活用が望まれます。また、住み心地のよいまちづくりの推進が必要不可欠であります。これらの取り組みについて、どのように進めていくのか、具体的に承りたいと思ひます。

第2点は、地産地消の推進についてであります。市長よりご丁寧なご答弁を賜りましたので、その答弁を踏まえて、今後、積極的な推進を図られるよう強く要望をいたしたいと思ひます。

次に、教育問題についてお伺ひいたします。

第1点は、放課後子どもプランの実施についてであります。教育長のご答弁を承りましたが、何を言っているのかさっぱりわかりませぬ。申しわけないですが、議員がその責任のもとで通告をし、質問を展開しております。それに対する答弁は、市民が主役である、市民に対し、議会や

議員を通じて答えていくと、こういう姿勢を教育長は貫いていただきたい。この点をまず指摘しておきたいと思います。今後のこともありますから、この点について、どのような見解を有しているのか、教育長よりお答えをいただきたい。

その上で、再度お尋ねいたします。放課後子ども教室の実施、これは教育委員会主導で進めていくわけです。そして、国は、放課後子ども教室推進事業といたしまして、総事業額は411億円です。平成19年度の概算要求としては137億円、子ども教室の実施箇所数は小学校区2万校です。初年度の平成19年度につきましては1万カ所。この事業推進を図ろうとしているんです。具体的にお尋ねしたことに対して、その答弁は何ですか。

それはさておき、運営委員会の設置について伺います。各市町村に、行政関係者、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される運営委員会を設置し、市町村で実施する放課後対策事業の事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証、評価と、市町村における事業の運営方法等について検討するという国の考え方ですね、文部科学省等です。それを受けて、勝浦市においては、この運営委員会の設置と、運営委員会の構成その他、取り組みについてどう考えているのかということでお尋ねをしたわけです。この点について再度お答えをいただきたい。

そして、コーディネーターの配置についてであります。各小学校区ごとに放課後対策事業の総合的な調整役としてコーディネーターを配置し、放課後児童健全育成事業と連携した取り組みの調整を図るとともに、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関、団体等との連絡調整、ボランティア等の地域の協力者の確保、登録配置活動プログラムの企画、策定等を実施するというコーディネーターの配置については、各学校単位に勝浦市は配置する考え方に立っているのかどうか、この点、明確にお答えいただきたいと思います。

3つ目の放課後子ども教室の実施についてであります。この具体的内容については教育長も承知しておりますので割愛いたしますが、教育委員会、福祉との連携プレーのもとで、できる限り一体的な放課後子ども教室の実施について、行っていかれると思いますが、具体的な、市として取り組む内容について、国の考え方もありますけれども、それを受けて、市としてどのような考え方で、どのような内容で取り組むのかという点でお答えをいただきたいと思います。

第2点は、早寝・早起き・朝ごはん運動の推進についてであります。国の調査では、欠食児童が、全国平均でありますけれども、小学生が15%、中学生が22%という数字が示されております。本市においても例外ではないと思いますけれども、その実態の把握をされていると思います。国が把握されたということは、市町村データも入っていることであろうと思いますので、したがって、本市における小学生、中学生の欠食児童生徒の実態について、パーセンテージでお示ししたいと思います。それを踏まえて、本市の取り組みについて、目標数値を上げて、その欠食児童生徒数をどこまで下げていくのかという観点も加えた取り組みの内容について、お示しをいただきたいと思います。

第3点は、小学校の跡地活用についてであります。荒川小学校跡地活用を推進する前提となる土地の取得の推進についてご答弁をいただきまして、大枠については理解したところであります。あそこの土地の境界が今の段階では明確になっていないのではないかと思います。これは学校用地と他の土地との境界ですね。この境界杭の打ち込みは当然必要であろうと思いますし、元荒

川小学校正門前の三角地であります、道路と正門との間の三角地、これは市有地ではなく、寺の所有地になっていると思います。この用地については、今進めている取得交渉の中には恐らく入っていないのではないかと思いますけれども、この三角地の取得についてはどのように考えているのか、この点についても明確にさせていただきたいと思います。寺との交渉、土地取得の条件が整って取得できた後に隣接地との土地交渉に入るという考え方が示されたわけでありましたが、その後における用地利用につきましては、私がかつて申し上げてきておりますように、北区住民の多くは、1つには地域コミュニティー施設を整備し、避難所、投票所等の機能も確保する。高齢者と子供たち、また若い世代の人たちが触れ合うことができる機会を持てる場、交流施設として福祉と教育を兼ね備えた施設、防災センターの整備等を上げているわけです。したがって、それらの住民要望にこたえていく跡地活用が望まれるわけでありましたが、この点の見解についてお伺いしたいと思います。

それと、長谷川グラウンドの活用について、今、答弁ありましたけれども、毎週土曜日、日曜日になりますと、あの長谷川グラウンドはわいわいしております。答弁の中に教育長、触れられておりましたが、サッカーチーム、サッカー少年といますか、100名以上。練習試合があるときなんか、さらに大勢の子供や父兄が集まって、それはそれはものすごい土地の活用とにぎわいを示しております。したがって、この長谷川グラウンドについては、スポーツ施設としても、公園、多目的広場、地域行事、子供たちの自由な遊び場、自由広場としての活用が望まれるし、また、北区住民はこの点に絞って要望しているわけでありまして、これらを踏まえた活用について求めるわけでありまして、これについても見解を示させていただきたいと思います。

それと、名木小学校跡地の活用について、今後も契約更新を図っていくということでありまして、この学校用地として活用している土地関係地権者は5名いるということでありまして、賃貸借契約の上で土地を借りているというところはないのではないかと。私の記憶が間違いがあれば指摘させていただきたいんですけども。さらに更新をということはどういう意味なのか、その内容についてお示し願いたいと思います。以上。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）それでは、行政改革に関連いたしましてお答えを申し上げます。

まず、機構改革の関係であります、概要につきまして私の方から説明をさせていただきます。今回の機構改革、組織の見直しの関係であります、基本的に今回、議案で提出してございます課の統廃合等につきましては、課税課と収納課を統合した税務課、それから福祉事務所を福祉課とする関係が、いわゆる条例として提案してある内容でございます。現時点でそれを含めて一部、最終決定ではございませんけれども、現時点での案を参考までにご説明をさせていただきたいというふうに思います。まず、考えられているものにつきましては、企画課に現在4係ございますが、係の再編について現在、検討をさせてもらっています。

課税課と収納課を合わせた税務課につきましては、従来の課税課の課税係、資産税係に加えて、徴収班という班体制の組織についての検討をいたしております。

それから、現勝浦診療所と市民課の関係であります、現在につきましても、国民健康保険勝浦診療所につきましては市民課の傘下ということで行っておりますが、19年よりその辺の整備を図ってまいる考えであります。

それから、介護健康課と福祉事務所の関係であります、ご承知のように地域包括支援センタ

一、あるいは障害者自立支援法の対応がございまして、今回、事務の調整をさせていただき考えであります。具体的には、介護健康課の介護保険及び介護支援につきましては、統合した上で介護保険係と。今後の高齢者対策に対応するために、介護健康課に高齢者支援係を新設する考えであります。それで、地域包括支援センターにつきましては、高齢者支援係の中に設置するという考えであります。よって、現在の福祉事務所で行っております、いわゆる高齢者の関係につきましては、19年4月1日より介護健康課の方に移るというように、現在考えております。福祉事務所につきましては、福祉課というふうに課の名前を変えた上で、3係については基本的にはそのまま対応する。ただし、障害者支援関係がありますので、今後、障害者の自立支援法に係る障害者対策につきましては、福祉課の福祉係で対応しようというふうに考えております。

それから、教育委員会の機構を一部見直しをさせていただきたいと思ひまして、現在、教育課、社会教育課、公民館、市民会館、学校給食共同調理場というような委員会組織でございしますが、基本的に教育委員会については2課体制、いわゆる教育課の傘下に学校給食共同調理場と幼稚園を入れまして、社会教育課の傘下に公民館、市民会館、図書館を入れようと。教育委員会につきましては2課体制でいこうというような基本的な考えを持っております。現在、各係の事務分掌とか、ふえるもの、あるいは調整が必要なものを踏まえまして、早めに決定した上で、特に住民への周知関係がございしますので、住民が戸惑うことのないように、広報、あるいはホームページ等でその辺の周知をする必要がありますので、早めに決定してまいりたいというふうに考えております。

次に、職員数の関係でございしますが、議員ご指摘のように、平成18年3月31日現在の人口1,000人当たりの職員数については、勝浦市は8.40となっております。36市の平均が6.28となっておりますので、県下の中では多い方から6番目ぐらいに位置するというふうに考えております。

ただ、職員数につきましては、確かに少ない方がいいわけですが、現在、定員適正化計画の中で、平成17年の277名を平成22年には251人、26名の削減を計画してございます。これは、率にしますと9.3%の削減というふうになります。国の計画が、目標値が5.7%と聞いておりますので、市の削減目標はその数値を大幅にオーバーするというような現時点の計画であります。

ただ、職員数については、人口1,000人当たりのお話をさせていただきましたが、人口が30万程度の市でも、人口が2万3,000人の市でも、ある部分、共通して行われる分野が多くあります。よって、人口が少ないから、それに合せて職員数を減らすというような状況にはならない部分があるというふうには認識をいたしております。

各課の職員数の関係であります。各課の職員の数につきましては、基本的には事務量の増減等により変更されるものというふうに考えておまして、毎年度、予算要求の年度初めに向けまして各課との調整等を行い、各課の職員数を決定させていただいているところであります。

次に、事業仕分けの関係についてお答えをいたします。県が今年の9月から構想日本という団体との共同で約3,800の事業の事業仕分けを行ったというふうに聞いております。県は、いわゆる県の行政改革、行動計画の中の事務事業の見直しの一環としてこれを行ったということであり。私の方も県のこの事業仕分けの内容につきまして、県の行政改革室にその内容等についてお話を聞かせていただきました。県は3,800の事業のうち、構想日本と共同でやった分野と、それから、庁内にプロジェクトをつくってやった分野があるというふうに聞いてますが、少なくとも19年度当初予算の編成の中で、それらの中から9事業については当初予算の編成作業の中に対

応していきたいというふうに伺っています。

市の体制ということでございますが、基本的には、現在、事務事業の仕分け等については、仕分けという形では行っておりませんが、行革の中の事務の見直しとか、あるいは当初予算におきます予算査定段階におきまして、必要に応じて事務の見直しを行っておりますが、事務事業の見直しの一つの指標として、事業仕分けとか、あるいは行政評価とか、そういうものがありますので、今後、その内容について十分検討させていただき、庁内で行う場合については、体制等も踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、情報公開の関係であります。先ほど市長が申し上げましたように、市では現在、総務省から示されました給与情報公表システム、さらには財政比較分析表の公表システムに沿って情報の公開をしております。ただ、市民がその内容で理解できるかどうかというのは確かに問題があるというふうに思っています。今後、類似団体の比較等に加えまして、専門用語等については、その内容説明等を加えた上で、市民が理解できるような内容について工夫を凝らしていきたいというふうに考えております。私の方からは以上であります。

○議長（水野正美君）次に、杉本助役。

○助役（杉本 栄君）それでは、私の方から、機構改革のうちの7級の職員の配置のことだというふうに理解しておりますが、まず、質問のありました課税課、収納課につきましては、今回、議案59号で、統合し、税務課にするという議案をお願いしてございます。当然ながら1名の7級の職は浮くと言ったら大変失礼ですけど、出るわけでございますけれども、その処遇につきましては、18年度末をもって7級の職員が数名、退職予定となっております。したがって、当然ながら、総合的なもとで、それらを補充の方に回すということでございます。

それから、給食センターにつきましても、今回、一般会計の方へということで議案をお願いしてございます。給食センターにつきましては、現在のところ、県下の状況等を見たところでも、やはりセンターには所長という職名はほとんど置いております。したがって、今後、作業の中で、7級以下の所長という名称で配置を考えております。

それから、先ほど農業委員会の方のご質問ございましたけれども、農業委員会の方につきましては、必要があれば今後考えたいと思っておりますけれども、ただ、農業委員会の場合、任命権者が農業委員会の会長でございますので、それら会長との協議も必要でございます。いずれにいたしましても、農業委員会につきましては、今後、いろいろ考えてはまいりたいと思っておりますが、具体的に私の方からこうするという事は申し上げられませんので、ご承知おきいただきたいと思っております。

それから、診療所の改築にかかわる件でございますけれども、これも第3次の実施計画の中に盛り込んでございます。現在の予定では19年度で設計を考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君）お答え申し上げます。まず、1点目、行政評価制度の導入の関係でございますが、今後、具体的にどのように取り組むのかというご質問でございますけれども、行政評価制度につきましては、予算編成前まで、あるいは事業の計画前までの事前評価、あるいは決算、あるいは事業完了後の事後評価と、大ざっぱに言うと2つございまして、本来、2つ併用してやることが望ましいとされております。ただ、早く本格的に導入する場合においては、やはり決算を踏まえた上での事後評価を先行すべきということで、今回、先ほど市長の答弁にあったように、

決算が固まり次第、事後評価を行い、それを住民に公表するというような形になったわけでございます。

それから、2点目の人材の誘致、あるいは移住の関係でございませけれども、議員ご指摘のように、今、2007年問題というものがいろいろな形で社会的に脚光を浴びております。一般的にこの世代の方々は非常に経験、あるいは知識も豊富で、いわゆる社会の中の人材だというふうに言われております。こういう方々を都会から田舎にどのように引き込むかというものが今後の地方自治体においても非常に重要な課題であるというふうに言われておりますし、また、私自身もそのように認識を持っております。既にことしの6月に千葉県と市原から南側の各市町村の担当者、農林水産課、あるいは企画課の担当者が集まりまして会議を既に行っております。具体的には、先ほど市長の答弁からもございましたように、定住化促進支援センターというものを究極的につくって、ワンストップでそういう方々の相談なり情報発信をしようという方向性は出ております。まず手始めとして、自然であるとか、不動産情報であるとか、交通、医療、福祉、教育、もろもろの市町村のそういう情報をホームページを立ち上げまして発信をしよう。また、いろんなモデル事業も行った上で、いろいろ定住化のための施策を講じようということになっておりますので、そういう形で今後、県と共同歩調をとりながら進めてまいりたいと考えております。

2つ目に、いわゆる光ファイバー網、あるいは携帯電話の電波状況の改善について、もっと積極的に取り組むべきであるというようなご指摘でございませけれども、確かに一部地域におきましては、携帯電話が非常につながらないところもあります。これはNTT、あるいはその辺にも今まで働きかけをしております。1つご報告をさせていただきますと、先ほどのインターネット関係の中の光ファイバーの関係でございませけれども、来年の3月から勝浦市の中の73局の地域、また77局の一部の地域で運用開始が予定をされております。これは夏ごろにNTT千葉支店長より正式に聞かされておりますので、ご報告をさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、今後、引き続きNTT、あるいは移動系携帯電話の関係につきましても引き続き要望を行ってまいりたいというふうと考えております。

それから、移住者用の既存の住宅ストックについての取り組みということでございませけれども、移住を希望する方の空き家情報という意味であれば、先ほどのホームページの中の不動産情報というものも入れたというふうに報告いたしましたけれども、ただ、一定の問題がございまして、行政は不動産屋のようなことはできない。宅建業法の関係がありますので、その辺の問題点について今後研究をしてまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君）それでは、私の方から、市場化テストの関係をお答えさせていただきます。市場化テストにつきましては、行政機関が行っている現在の公共サービス、これにつきまして、行政と民間が対等な立場で競争入札に参加をいたしまして、サービスやコストの両面の比較を行って、どちらが担い手にふさわしいかということを決める制度でございませ。競争の入札による公共サービスの改革に関する法律、この中で、これまで法律でできなかった、いわゆる民間でできなかった事業について、幾つか特別に、要するに条例の特例ができて、この中で、市町村におきましても、窓口事務等、戸籍謄本の請求事務等の一部対象となったわけでございますけれども、これらにつきましては、事務量等により導入するメリット、デメリット等を十分検証する必要がありますので、今後、その辺を検討していきたいというふうと考えております。

2点目の公会計システムの導入関係でございますけれども、議員おっしゃるとおり、東京都におきましては、今年度からいち早くこのシステムを導入しております。今回、総務省が示されました通知によりますと、人口で3万人未満の都市については、5年後までに4表の整備ということで、一応、基準が示されています。現在、勝浦市では、先ほど市長答弁でも申し上げましたように、バランスシートも公表しておりますけれども、このバランスシートでは、いわゆる勝浦市の財政を非常に圧迫しております扶助費とか社会保障費、こういった関係が反映されませんが、今回、4表によりますと、例えば行政コスト計算書等にはそれが反映されるということで、今後、市の財政状況をまた違った形で公表する上では有効な手段ということで考えております。議員ご指摘のように、3年以内の導入が望ましいということですが、その辺につきましては、今後、国が示します実務的な指針、これを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

なお、東京都の手法の導入につきましては、コスト面等において非常に多額の費用がかかると思われまますので、勝浦市がすぐ導入できるかどうかは問題があるかもしれませんが、いずれにいたしましても、国が示す4表の実務的な指針を踏まえながら、東京都のシステムについても調査研究していきたいと考えております。

次に、3点目の未利用財産の有効活用につきまして、この中で私の方からは、興津から大沢にかけました約100万平米の土地についてお答えをさせていただきます。この土地につきましては、議員もご存じのように、山林、丘陵地がほとんどを占めておりまして、道路の接続も非常に悪いということで、これまで勝浦市におきましては、行政改革大綱2005、あるいは財政健全化計画の中で、とりあえず有効利用を図る、図れなかった場合には売却するというところで計画には載せてございます。これまでも2社ほど、あそこをできれば活用したいという団体があったんですが、結果的には話が立ち消えに終わっております。といいますのも、先ほど申し上げましたように、道路の接続、あるいはあそこの造成にはかなりの多額の費用がかかるということで、現在、経済情勢が完全に回復したとは言えない状況ですので、なかなか民間も手を出したがないということでございます。いずれにいたしましても、これから先もいろいろ各方面等、情報を得まして、有効的な利用、あるいは売却について検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）市有財産の活用につきまして、私の方から、勝浦駅北口開発の今後の見通しについて申し上げます。勝浦駅北口周辺開発の今後の見通しについてでございますが、勝浦市のまちづくりにおける拠点地区として、今後、事業を推進するためには、関係各方面からのご意見を伺いながら、基本構想レベルの土地利用計画を深度化した基本計画を策定いたしまして、計画施設の需要、整備手法、財政検討などを各側面から調査もいたしまして、事業化に向け精度を高め、確実性の高いものとする必要があります。このため、後期基本計画におきまして、勝浦駅北口開発事業の一環といたしまして、市道墨名苗代台線の道路改良工事を予定するとともに、平成22年度に基本計画の策定を計画しているところでございます。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、小柴福祉事務所長。

○福祉事務所長（小柴章夫君）それでは、お答えいたします。まず、高齢者虐待防止ネットワークの関係の地域包括支援センターのイメージでございますが、人員としては、社会福祉士、主任ケアマネジャー、そして保健師等が主体となりまして、包括的・継続的マネジメント事業、そのほか、新予防給付、介護予防事業のほか、先ほど市長が答弁いたしました総合相談支援事業を行うということございまして、この総合相談支援事業の中に、虐待防止、早期発見、権利擁護などが含まれております。また、このほか、多面的支援の展開ということで、行政機関、保健所、医療機関、児童相談所などと連携してサービスにつなげるということで、概括的に言えば、こういうイメージでございます。

2点目の公的な位置づけということですが、高齢者虐待防止法第9条では、市町村は虐待防止の措置を講ずると。また、第16条では、地域包括支援センターは虐待防止のための連携、協力をするということになっておりますので、このような位置づけと認識しております。

3点目の、これらを踏まえて、どこでどのようにこのネットワークの構築に取り組むかのご質問でございますが、先ほど総務課長から組織変更を行うという答弁がありましたとおり、高齢者視点の事務が介護健康課に移ります。したがって、このようなことで、今後とも十分この構築に向けて検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ちょっとした困り事の支援でございますけれども、先ほどお話のありました電球等の取りかえ、ネジの緩み、排水溝の詰まり等、いわゆるちょっとした困り事相談につきましては、千代田区の社会福祉協議会の事例を参考といたしまして、今後、市の社会福祉協議会と協議してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君）放課後子どもプランにつきましてご説明いたします。今、子供の状況は、放課後の安全の問題、あるいは少子化の中で遊び友達がいないとか、そういう状況があると思っております。特に勝浦市の農村部では子供の数が少なくなって、家へ帰ってから遊ぶ子供がいないというような状況もあります。こういう中で、子供たちが安全に、そして楽しく過ごすことのできる放課後子どもプランは、子供たちの健やかな成長にとって大変望ましいプランであるというふうに考えております。というプランでございますので、勝浦市といたしましても、子供の健やかな成長のために積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

ただ、このプランにつきましては、メディア等を通していろんな情報が入ってきておりますけれども、国からの指針、要綱が示されるのは来年の1月か2月ということになっております。その辺のところはご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、運営委員会等についての詳細につきましては、社会教育課長より答弁をいたします。

それから、子供の早寝・早起き・朝ごはんの活動でございますけれども、学校の取り組み状況だけ私の方から説明をさせていただきます。勝浦市教育研究会の中に保健部会というのがありますけれども、そこが中心になりまして、健康増進マイプランという取り組みをしております。これは、子供たちに自分の生活を反省させて、それに基づいていろいろな計画を、目標を立てさせる。例えば朝起きるのが遅い子については、自分の生活を振り返って、早起きを実行してみようという目標を立てる。あるいは朝御飯を食べない子については、朝御飯を食べてみようということを目標に立ててみる。そういうことを子供たち自身に計画を立てさせまして、実行させて、あ

る一定期間が過ぎた後で、本人、そして親も含めて評価をする、そしてまた次の実践を続けていくというような実践を行っております。

また、子供たちの生活習慣病にかかわる該当児童生徒がかなり多いという状況の中で、それを克服するにはどうしたらいいか、これも勝浦市教育研究会で取り組んでいただきまして、これにつきましては、運動、食事、そして生活習慣、これが重要だろうということで、この中でも早寝・早起き・朝ごはんの問題を取り上げて、今後、実施していこうというふうに考えております。以上で私からは終わらせていただきます。

○議長（水野正美君）次に、佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤光男君）それでは、1点目の運動公園の有効活用の見通しについてということでございますが、議員ご承知のとおり、この用地につきましては、予定といたしまして49筆、6万5,780平米、うち買収済みが37筆、5万5,084平米でございます。その中で、平成15年度に立木の伐採を一部実行いたしまして、16年度には鉛の撤去ということで、18年に至りましては火薬庫の移転ということで、今、発注済みでございます。したがって、今まで使用になっておりましたものにつきましては、それは撤廃されるということでございます。実施計画の中では、借り入れました借金の返済が平成21年に終了ということでございまして、平成22年度から、計画でございますと約3,000万円というような予算をかけまして、中に多目的広場を造成いたしまして、簡単なチラシでありますとか、トイレでありますとか、照明でありますとか、そういうもので開放を準備しているところでございます。

それから、2点目の放課後子どもプランにつきましては、今、教育長の方から答弁申し上げたところでございますが、その中の運営委員会の設置について、あるいは学校単位のコーディネーターの配置、福祉の連携について、どうするのかということでございますが、これにつきましては、先般、福祉事務所と会議を持ったわけでございます。その中でも、まだ国の方針が定まらない中で、どのように対処するかということは非常に判断に戸惑うということでございまして、これからの国の方針、あるいは県の指導を受けた中で、再々度協議していくということで話し合っているところでございます。

それから、3点目の早寝・早起き・朝ごはん関係でございますが、その中で、欠食している人たちはどのくらいいるかということでございましたが、今年の6月に調査をいたしまして、小学校5年と中学2年に限りまして、合わせて190名を対象に調査いたしました。その中で、食事をしているというのは小学生で90.1%、中学生で78.3%、そういった状況でございまして、先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、今後の動向を見ながら取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺恵一君）お答えいたします。元荒川小学校正門前の三角地でございますが、議員もご承知のとおり、現状、学校用地につきましては、境界について明確になっておりません。元荒川小学校の境界につきましては、来年度、境界査定を実施する予算を計上する予定でございます。これが通りましたら、ご指摘の三角地についても、学校用地の地権者の方と同じ所有者でございますことから、境界立ち会いを実施して境界を明確にし、地積測量図を作成した時点で考えていきたいと思っております。

続きまして、跡地活用についてでございますが、現在、市には市有地活用庁内検討委員会がご

ございますので、地元の皆様の要望を踏まえた利活用について提案したいと考えております。

続きまして、長谷川グラウンドの活用でございますが、教育長の答弁の中にもありましたが、地元の子供たちや住民の皆さんのために使われますよという長谷川家の意向がありますので、それを踏まえまして、サッカー等、多目的なスポーツのできる施設として整備を図っていきたいと考えております。

名木小学校の利用の中で、議員指摘の賃貸借契約でございますが、これについては賃貸借契約は締結しておりません。しかしながら、学校用地という用途を廃止した場合、もとの地権者や、地権者の方に返還するとの協定書や、土地所有権贈与の証という書類がございます。このことから、使用について交渉をしているところでございます。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）最後の質問、時間詰まってきておりますので、絞ってお伺いしたいと思いません。1つは、人材誘致・移住の推進の中で、2回目に申し上げました光通信運用開始の問題であります。企画課長からご答弁いただきましたが、73局、一部77局について、来年の4月から運用開始へ向けて現在進められていると。その区域の拡大、77局全域、さらには76局全域の拡大について、市を挙げて、市長を先頭に積極的な取り組みをお願いしたいわけでありましたが、この点について、できれば市長からご答弁いただきたいと思いません。

それと、何といたっても光ファイバー網の整備、そして光通信の運用開始、その区域を拡大していく前提として、この市役所において光ファイバーの活用を図っていく。また、公共施設、学校等についても運用を開始していく、その取り組みをやはり行っていただきたいわけでありましたが、この点についてもあわせて市長からお答えをいただきたいと思いません。

それと、住み心地のよいまちづくりの推進について、お答えをいただかなったわけでありませんが、これについて、今後どう進めるのかという観点からお答えをいただきたいと思いません。

それと、学校跡地の活用の問題であります。今、課長のご答弁で理解したところでありますが、荒川小学校跡地、長谷川グラウンド跡地の活用、さらには名木小学校跡地の活用についても同じであります。現在、教育委員会が閉校後の学校跡地等について管理しています。ところが、現実の問題として、学校の運動場、草がどんどんどんどん生えてきていると。長谷川グラウンドも。この管理について、教育長が先頭に立って草刈り機を持って草刈りをやるということではなくて、シルバー人材センターも設置されておりますし、そういうところを活用して管理を行っていくと。そんなに大きなお金がかかるわけではありませんし、学校跡地の管理について、今後どうするのか。将来、普通財産になるであろうと思いませんけれども、それまでの過程ですね、普通財産になった後の管理も含めて、考え方、取り組みについてお聞かせ願いたい。

それと、名木小学校の関係で、ちょっと今、ご答弁の中で理解、納得できないご答弁があったわけでありましたが、その内容についてもう少し説明していただかないと、私もわからないし、聞いている議員の人たちも、ましてや市民の方々が、この名木小学校用地と行政との関係といいますかね、土地を借りている関係について、一体どうなっているのか、今後どうなっていくのかということが理解、納得できませんので、この点の説明をしていただきたいと思いません。以上。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）サイエンス、なかんずく光ファイバーということは、私はもう全く不明でございまして、申しわけございません。しかし、今の時代に地域格差で人が動くということは、こ

れはできるだけ避けていきたい。そのためによく担当課と相談しながら、よい方向に向かって進んでいきたい、そう考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君）お答え申し上げます。人材誘致・移住化の関係と住みよいまちづくりの関係ということでございますけれども、現在、勝浦市民であられる方の住みよいまちづくりを進める、移住策はその先にあるという認識を持っております。ただ、移住策というものを考えながらのまちづくりというものが今後必要になってこようというふうに思っています。以上です。

○議長（水野正美君）次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君）跡地の管理でございますけれども、教育長が草刈りをしなくてもいいということでありましたけれども、体があいているときには、私の力であれば、これは使って、少しでも勝浦の財政に役立つようにするのは私は非常に大切なことであると思っておりますので、今後とも余裕があればやっていきたいというふうに思っておりますが、ただ、それだけではできませんので、周辺の皆さんにご迷惑がかからないように検討して、完全な管理ができるように努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺恵一君）お答えします。これにつきましては、平成17年9月30日付で条件つき寄附というものがございまして、1筆については、名木の方でございますが、学校用地という用途を廃止した場合、返還してほしいという協定書が入っております。もう一筆でございますけど、これは大正3年9月に条件つき寄附をしていただきまして、土地の所有権譲与の証という協定書が入ってます。その関係で、使用について、使わせてもらいたいということで交渉をやっております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）市役所の光ファイバーの活用、あるいは学校等の公共施設の光ファイバーの活用等については早急に検討を加えていきたい、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）続きまして、渡辺伊三郎議員の登壇を許します。渡辺伊三郎議員。

〔4番 渡辺伊三郎君登壇〕

○4番（渡辺伊三郎君）今回の一般質問で私は5番目ですので、前段者の方々と重なる部分もあるので、ご了解いただきたいと思います。

私は、今回通告いたしました高齢化社会の取り組み並びに水道料金、健康保険税について、市の姿勢をお尋ねいたしたいと思います。

第1に、高齢化対策の支援についてお伺いします。

まず、新聞紙上の資料によりますと、2005年の国勢調査の集計結果では、日本の老年人口、65歳以上の割合は21%と、ついに世界一となっております。反面、年少人口15歳未満は13.6%と世界最低です。少子高齢化が常にクローズアップされている中、高齢化進展の早さが深刻な事態となり、エスポワールできる未来像が描きにくいと危惧される方も多くおられます。また、県内では、65歳以上が100万人を超えたことが県の調査でわかっております。当勝浦市でも、65歳以上

の高齢者は約 6,500人で、29%の高齢化率です。長寿化とともに、医療や介護の必要性はむしろ、健康管理など前向きに検討されていることと思いますが、どのような支援をされているかお伺いします。

第2に、高齢者の生活状況を考えてみたいと思います。年金受給者が多く、厚生年金、共済年金の受給者には悠々自適に過ごされ、ゴールデンエイジをエンジョイされておられる方も多いと思われます。しかし、第1次産業や自営業に従事された方々は国民年金で少ない金額です。人によっては繰り上げ支給を選択し、より少ない年金で暮らし、その上、核家族化による老齢世帯で苦勞されている方もおります。生活保護基準を下回る水準で郡下一の健康保険税の負担は均等割だけでも重荷です。負担の軽減、また免税措置について、どのようにされておられるか、お伺いいたします。

第3に、入湯料助成事業についてお尋ねいたします。健康の増進を図り、老人福祉の向上に努めるための入湯券配布事業ですが、17年度決算の実績を見ると、その結果が著しく低下していることです。15年度までは65歳以上、16年度から70歳以上と対象年齢が変更されましたが、交付人数は16年度までは5,000人を超えておりました。17年度の実績を見ると、2,313人と、前年に比較して一挙に54%ダウン、つまり2分の1以下の利用者となっております。高齢者支援事業の目玉とも思われる、この施策の推進を図る上で、目的達成に十分とは言えないと考えます。16年度までは対象者全員にはがきにより利用券を交付されていたのに、申請主義に改められ、不備な点もあると思います。18年4月21日発行のかつうら広報18ページに、入湯料助成事業として、申請はお早目にと掲載されております。申請場所が限定され、身分を証明できる保険証や免許証などが必要となっております。これは本人しか申請できないと考えます。不便や煩わしさが伴う人は求めにくくなるものですが、受給者は何分にも高齢者です。時には体の不調もあるし、運転免許のない方もおられるでしょう。電話や郵便などでコミュニケーションをとりながら代理人等に委託できないものか、工夫をお伺いしたいと思います。むだを省くことは必要です。しかし、利用者の便宜を図ることでより成果があらわれるのではないのでしょうか。

次に、市民の中で関心の高まりが見られる水道料金についてお伺いしたいと思います。

まず、勝浦市の水道料金が県下で1番となり、内外を問わず大きく取り上げられております。水の原価と各事業体の経営基盤等の差を県の補助金で補っても、八千代市と勝浦市の比較では、勝浦市が約3倍で、格差に驚きます。水道事業の経営安定化の料金の均一化を図るため、県内水道経営検討委員会の骨子案では、20年以内に一元化を目指すことと示されております。かなり先のことです。既に各市町村に骨子案を文書で示し、意見収集しているとのことですが、勝浦市ではどのような回答がなされているか。また、夷隅郡市広域市町村圏事務組合として水道料金の一元化の構想を考えられないか、お伺いします。

さらに、国民健康保険税の負担が郡下で1番であることは周知のとおりです。県下ではどのくらいの水準かお尋ねします。昨日言われましたが、いま一度お願いいたします。均等割、平等割、所得割、資産割、すべてが郡内市町で1番の負担過重に見えます。他市町と比較しながら説明を求めたいと思います。また、夷隅郡市広域市町村圏事務組合として、健康保険税の一元化の構想も考えられないか、お尋ねいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの渡辺議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、高齢化対策の支援についてであります。本市の人口に対する高齢化率につきましては、議員ご指摘のとおり29%に達している状況であります。この高齢化の進展に伴い、健康面において、糖尿病、高血圧、高脂血症及び認知症など、生活習慣からくる疾病の増加や、ひとり暮らしの高齢者の増加も伴って、地域社会からの孤立、閉じ込めりといった状況が進むものと考えられます。

このような状況を踏まえ、高齢者の医療、介護、健康管理等の支援策といたしましては、勝浦市第4期高齢者保健福祉計画、第3期介護保険事業計画でも示してございますが、老人保健法に基づく基本健康診査を初め、各種がん検診等の事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、基本健康診査結果をもとに、健康相談事業による保健指導を初め、個別健康教育の実施並びに生活習慣病の原因となる肥満を予防するため、高齢者食生活改善事業として、ヘルシー教室の開催、あるいは出前転倒予防教室、運動指導等を開催するなど、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きした地域生活ができるよう支援策を講じているところでございます。

次に、国民健康保険税及び介護保険料の軽減措置、減免措置についてであります。まず、国民健康保険税の軽減措置から申し上げますと、国民健康保険税の減額として、勝浦市国民健康保険税条例第13条に規定されており、世帯の所得金額に応じ、被保険者均等割額と世帯別平等割額に対し、平成17年度までは6割軽減、または4割軽減を行っておりましたが、今年度より軽減割合を7割軽減及び5割軽減に変更し、新たに2割軽減を追加いたしました。

また、平成18年度の税制改正において、公的年金等所得者に対する激変緩和措置といたしまして、所得金額より、平成18年度は13万円を控除し、また平成19年度は7万円を控除する措置が行われます。

次に、国民健康保険税の減免措置ですが、勝浦市国民健康保険税条例第14条第1項に規定されており、この規定を受け、勝浦市国民健康保険税減免取扱要領を制定しております。

次に、介護保険料の減免措置についてであります。介護保険料の減免につきましては、勝浦市介護保険条例第9条第1項各号に規定されており、この規定を受け、勝浦市介護保険料徴収猶予及び減免取扱要領を制定しております。

また、税制改正に伴い、平成18年度から保険料段階が4段階または5段階に上がる方については、平成18年度及び平成19年度において激変緩和措置が行われます。

次に、高齢者入湯券支給事業についてであります。本事業は、平成16年度までは対象者全員に対し、はがきによる利用券を郵送し、事業を実施してまいりましたが、平成17年度からはこの方法を改め、利用者が市の窓口や移動市役所などにおいて申請し、入湯券を受け取る仕組みに変えたところであります。この点につきましては、勝浦市入湯料助成事業取扱要綱第3条に基づき、入湯券の交付を受けようとする者は、市長に申請書を提出しなければならないということになっておりますので、このように替えたということであります。

議員ご指摘のとおり、申請場所に来られない高齢者の方もいるかもしれませんが、そのような方につきましては、他の人に保険証などを渡し、依頼することもできますので、市といたしましても、できる限り利用者の利便を図るとともに、今後とも高齢者入湯券の利用方法についても周知していきたいと考えます。

次に、水道料金について、県内水道経営検討委員会の骨子案に対し、どのような回答がなされているかについてであります。本経営検討委員会はこれまで7回開催されており、その都度、案件を提示し、討議を経て、ようやく骨子案がまとまったものであります。

骨子案の中では、県・市町村の共同経営方式による県内水道の一事業体化を目指し、早期に統合・広域化に向けた取り組みを進めてもらいたいと結んでいます。これは東葛地域の低廉な水道料金に比較し、外房地域等の高額料金の区域が順調に統合できることは考えにくく、県が中心となり、積極的にリーダーシップを発揮し、早期の統合・広域化が実現するよう要望しております。

次に、夷隅郡市広域市町村圏事務組合としての水道料金の一元化についてであります。現在、県において、県内水道経営検討委員会が開かれており、この骨子案により今後が展開されることから、現段階では実現性は薄いものと考えます。

次に、国民健康保険税について、県下でどのくらいの水準にあるのかについてであります。平成16年度実績で申し上げますと、1世帯当たりの調定額は16万8,125円で、県内77市町村中40位、1人当たりの調定額は8万1,486円で、県内77市町村中31位となっております。

また、夷隅郡内各市町の平成18年度の税率の比較についてであります。所得割につきましては、勝浦市10.4%、いすみ市の旧夷隅町6.0%、同市旧大原町7.3%、同市旧岬町6.8%、大多喜町6.8%、御宿町7.0%。資産割につきましては、勝浦市40%、いすみ市の旧夷隅町25%、同市旧大原町40%、同市旧岬町35%、大多喜町40%、御宿町39%。均等割につきましては、勝浦市3万3,000円、いすみ市の旧夷隅町2万円、同市旧大原町1万9,600円、同市旧岬町1万9,500円、大多喜町2万円、御宿町1万9,000円。平等割につきましては、勝浦市3万3,600円、いすみ市の旧夷隅町2万1,000円、同市大原町2万3,600円、同市旧岬町2万5,300円、大多喜町2万5,000円、御宿町2万7,000円となっております。

国民健康保険税については、被保険者に係る医療費が直接税率に影響を及ぼす制度であり、ご承知のように勝浦市の医療費は県下でも非常に高いことから、このような税率にならざるを得ない状況となっております。

なお、国民健康保険税の一元化につきましては、現状では大変困難であると考えます。

以上で渡辺議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。渡辺伊三郎議員。

○4番（渡辺伊三郎君）細部にわたりご答弁いただき、ありがとうございました。高齢者福祉や保険医療の充実が老年者のよりどころです。高度な施策とともに周知徹底を図ることで、なお意義あると思います。パンフレットの配布、広報などで知らされておりますが、さらに高齢者の集いである地域の老人クラブの集会で講演会など開催されれば、一層認識度が高められると思いますが、いかがでしょうか。高齢化とともに健康管理が最も基本的な課題だと思います。第4期高齢者福祉計画によれば、生きがい対策の推進があります。地域での活動や学習、スポーツ、レクリエーションなどを通じて、だれもが健康で生きがいのある生活を送れるよう、いつでも、どこでも、だれでも気軽に参加できる生涯学習施策を体系的に推進していきますとうたわれております。

その中で、老人クラブ活動の活性化の促進も積極的に展開するとなっております。今、老人クラブの会員数の動向を見ると、高齢者の増加にもかかわらず、会員数及び団体数が年々減少しているのはなぜか、お尋ねいたします。平成14年度には2,040人、46団体であったのが、17年度に

は 1,588人、40団体と大幅に減少しております。以前にゲートボールのチームが私の部落にもあり、各地区で大変な盛況ぶりが見られました。最近では、地元はもちろん、ほかでも見かける姿が少ないようです。かわりにグラウンドゴルフが盛んになりつつあるようで、市営グラウンドがよく使用されております。ほかの地域では、広さの関係を考えれば、校庭の利用と思われませんが、支障はないのかお伺いします。また、総野地区では、佐野区で、個人の土地でよく練習されております。市としての貸借関係、維持管理はどのようにされているかお伺いいたします。いずれもなされていなければ、交流、敬老活動促進の目的達成に地主の承諾を踏まえて取り決めてはどうかと思います。考えをお聞かせください。高齢化率が高いことは、少子化との関連も影響があると思います。3世代交流も視野に、高齢化対策の一層の充実を要望いたします。

第2に、保険税の負担が重荷になる老人世帯に関しての軽減措置ですが、7割、5割、2割の軽減については先ほど言われたとおり、条例の定めるところであり、申請書の提出が必要であることは認識するものです。また、国民健康保険税通知書と同封されたリーフレットを見れば、市民も理解することと思います。以前は稼ぐに追いつく貧乏なしで、額に汗することで生活が豊かになりました。現代は、働けど働けど、なお我が暮らし楽にならずで、1次産業に携わる老人世帯の中には、必死に汗を流して、資産管理に追われながら、厳しい生活をされておる方もおります。できるだけ前向きな対応をお願いしたいと思います。

第3の入湯券について、いろいろ検討されていることをお伺いいたしました。利用者の立場に立って、健康の増進を図り、老人福祉の向上や目的達成のために熟考され、成果を上げられるようお願いいたします。

水道料金のことですが、数字の格差はどなたが見てもわかりやすく、優劣も明瞭で、感受性が強ければ、だれでも関心の高まりは抑えにくいと思われれます。可能な範囲での一元化を期待いたします。

次に、健康保険税の一元化は、お伺いしたら厳しいようですが、本来ならば、国民年金同様、平等、同等の理念からすれば、国が行うべきことと私は思うのですが、今期定例会で千葉県後期高齢者医療広域連合の設置について議案が上程されておりますが、部分的な一元化と思えるが、お伺いいたします。以上で2回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）2時まで休憩いたします。

午後1時43分 休憩

午後2時00分 開議

[13番 丸 昭君退席]

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関介護健康課長。

○介護健康課長（関 修君）健康づくり支援についてのPR活動をしてはどうかというご質問でございますが、現在、地区健康相談を実施しております。その中で、健康づくりの支援策についてもPRしているところでございます。

なお、この地区健康相談につきましても、会場を設定しておりましたが、参加者が少ないために、各団体からの申し出により、それぞれの会場に行って実施しているところでございます。今後ともこれらの活動の中で健康づくり支援についてPR活動もあわせて実施していきたいと考え

ております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、小柴福祉事務所長。

○福祉事務所長（小柴章夫君）それでは、お答えいたします。老人クラブの減少の関係についてありますが、近年、老人クラブに入会する人も少なくなってきたことと、さらには個人で行動する人もふえてきております。また、老人クラブの統合や廃止によりまして減少しているという状況であります。また、これら老人クラブの活性化策ということでございますが、現在、ゲートボールや友好都市との輪投げ大会をして交流事業を実施しておりますけれども、今後ともこれら老人クラブの事業につきましては、老人クラブ、社会福祉協議会と協議してまいりたい、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君）お答えいたします。水道料金等の改善ということでございますけれども、きのうも質問の中で、有収水量の確保に努める、これがひいては経費の節減となり、経営改善につながるものと思いますので、この方向を重視して事業を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、滝本市民課長。

○市民課長（滝本幸三君）お答えいたします。国保税の一元化についてのご質問でございますが、今議会に後期高齢者医療広域連合についての議案をお願いしておりますところでございますが、議員おっしゃるように、国では県の一元化に向けてのステップというような考え方を持っているようでございます。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。渡辺伊三郎議員。

○4番（渡辺伊三郎君）いろいろとご答弁いただき、ありがとうございます。かつてない超高齢化社会の到来に、社会福祉の環境整備に一段と厳しさを増すことと思われませんが、緻密な市の対応を心からお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（水野正美君）続きまして、高橋秀男議員の登壇を許します。高橋秀男議員。

〔11番 高橋秀男君登壇〕

○11番（高橋秀男君）私は、通告いたしました教育問題について、第1回目の質問を行います。

1点目は、市内小・中学校における道徳の指導についてお伺いいたします。

今、この国に発生するさまざまな事件、出来事を眺め直すと、景気は回復基調とも受け取れながら、相反して、我々にはもっと大切なものを失いつつあるような気がしてなりません。社会がタイトな社会として存続していくために必要不可欠な信頼と責任といった、人と人とのかかわりが風化してしまい、よるずの社会機能が磨滅しつつあり、そうした社会現象の中でうかがえることは、かつて大方の日本人が持ち備えていた倫理観、道徳観といった自己抑制に発した献身とか自己犠牲という暗黙の責任履行と、それへの信頼の喪失であります。

かわりにふえつつあるものは、保身につながるその場主義、成果主義であり、それは問題の本質的な解決には決してつながらず、矛盾と傷を深くするばかりであり、いかに複雑化かつ合理化された社会でも、それを緊密に保持していくためには、個々の人間の責任と信頼が不可欠であり

ます。それが希薄になっていけば、保身という個人主義が表出してきた、社会としての秩序が保てない。みずからを抑えて他者を思うという基本的な精神の獲得・再生を志さない限り、表面はいかに華美で大きくとも、そんな社会は必ず崩壊してしまうと思います。

自己中心、個人主義というのは、行うには一番簡単だが、それで支え切るものはしよせんおのれ自身でしかないとはいえ、今の日本の社会は、自己抑制・自己犠牲にどう報いてくれるものもなく、自分一人がばかを見るよりもという選択を促す風土が刻一刻と醸成されつつあるこの現状を克服するためには、人格形成に多大な影響を及ぼす幼年時での家庭のしつけ、少年期の学校での情操道徳教育の強化を再認識したわけであります。

もとより学校教育の基本理念である命の大切さ、他人との協調、社会への貢献などの道徳観念や公共精神の修養により、おのずと人を愛し、郷土や国を愛する心が必然的に芽生え、道徳の実践力となると信じるところであります。そこでお尋ねしますが、市内小・中学校での道徳についての指導状況をお聞かせください。

2点目は、いじめ問題についてお伺いいたします。

忌まわしい、いじめを苦しめた痛々しい事件が相次いでおります。小さな心と体では処理できなかった苦悩と苦痛を背負って自殺という行為で解決を図った、その無念さに心の底から同情と哀惜の念をあらわすとともに、その悲しい犠牲の裏にいかにも多くのいじめが潜在していたかが表面化したわけであります。

今や社会構造及び経済情勢の変化に伴い、核家族の進行と地域社会の衰退により、子供を取り巻く環境は孤立を深め、学校から帰宅しても、夫婦共稼ぎの家庭も増加し、保護者であるべき家人がいない家庭も存在する現況の中では、いじめにあっても話を聞いてくれる相手がいない。一人悩んだ末の行動が、学校での早退、不登校、万引き、心の痛みのはけ口として、自分に抵抗しない弱い立場の家族にぶつける家庭内暴力へとエスカレートし、社会人となっても精神面に後遺症として深く潜在し、突如、さ細なことから狂暴化し、凶悪犯罪を引き起こす行為が、幼少年期での虐待やいじめが起因の一つとも調査報告されております。

まさにいじめは一人の人間の一生を台なしにしてしまう悲劇も伴うのであります。学校内でのいじめはよほどのことがない限り、先生方の目には触れにくく、陰湿、巧妙に進行し、被害者の救出を困難にします。事件が発生してからの対策では遅過ぎます。そこで、いじめの発生を未然に防止する対策と、発生後の対応について、学校ではどのように指導され、取り組んでおられるのか。

以上2点について教育長にお尋ねいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）教育長から答弁を求めます。松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君）ただいまの高橋議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、学校での情操道徳に対する指導現況についてであります。議員もご承知のとおり、学校の教育課程につきましては、学校教育法施行規則及び文部科学大臣が公示する学習指導要領に基づき実施しております。

道徳教育の目標でございますが、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを目標として進めております。

小学校における道徳の授業につきましては、1単位時間45分で、第1学年が年間34時間、第

2 学年から第 6 学年が各学年とも年間35時間実施することになっております。

中学校においては、1 単位時間50分で、第 1 学年から第 3 学年、各学年とも年間35時間となっております。

道徳の時間の指導内容でございますが、主として自分自身に関する事、主として集団や社会とのかかわりに関すること、主として他の人とのかかわりに関すること等となっております。

次に、いじめ問題についてでございますが、いじめの発生を未然に防止する対策としては、まず第 1 に、教育指導として、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努める。特に、いじめは人間として許されないとの認識に立って指導に当たる。学校全体として、校長を初め各教師が、それぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うように努める。道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げて指導するなどの指導を行っています。

次に、指導体制についてでございますが、いじめの問題の重要性を全職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たる。いじめの態様や原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。いじめの問題について特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立するなどにより対応しています。

次に、問題にかかわる保護者との連携についてでございますが、保護者を対象にした講話や協議、学校だよりなどにより、いじめ問題についての理解を深めていただき、緊密な連携協力を努めています。

次に、発生後の対応についてでございますが、第 1 には、事実関係を究明いたします。いじめを受けている児童生徒の心理的圧迫感をしっかり受けとめるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の正確な把握に努めてまいります。

第 2 に、もしいじめを受けた児童生徒がおりましたら、心のケアを行っています。担任はもとより、スクールカウンセラー、養護教諭等と連携、協力し、いじめを受けた児童生徒が楽しく学校生活を送れるように努めております。

第 3 に、加害児童生徒については、いじめの非人間性や、いじめが他者の人権を侵す行為であることを気づかせ、他人の痛みを理解できるようにする指導をいたします。

なお、これらの指導については、必要に応じて保護者を交えた指導をいたします。

以上で高橋議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。高橋秀男議員。

○11番（高橋秀男君）ただいま教育長からの答弁をいただきました。まずもって感謝を申し上げます。続けて質問させていただきます。確かに道徳情操教育は一朝一夕にしてなせるような生易しい問題ではないことは事実ですが、それでもなお教育し続けなければならない重要な問題であります。私たちの周囲を見ても、かつて子供のしつけは大勢の家族と地域社会が一体となって、さまざまな年代、職業、個々の人と人との触れ合い、違う立場の人の身になって考えるという想像力を身につけていき、また周囲の大人の動作をまねすることで礼儀作法を学び、集団の中で生きるルールを体得していきましたが、現在の大人は、よその子供どころか自分の子供ももしかからなくなり、まるでしかる義務を放棄したかのように見える昨今です。これからは地域社会が一体となって教育に参画し、子供たちの豊かな心と創造力をはぐくむ仕組みを皆で再構築していく必要が

あり、その源となるのが奉仕と感謝の精神、そして自然に対する敬服の念ではないかと思われます。

例えば、当市の海岸地域において行われております各小学校での全員による海岸掃除、あるいは学校周辺の清掃、また、ほかの小学校での特養ホームへの慰安訪問、また、各中学校2年生による2日から3日にわたっての福祉・医療施設、保育所への手伝い、商店、工場、サービス業などへの就業体験は貴重な社会探訪の一つとして感謝と報恩の理念を育成されることでしょう。地域社会の中で、大人とともに奉仕の精神や社会とのかかわり方を実践的に学んでいくことで、子供たちは他者への思いやりや感謝の心を身につけ、社会の一員として責任を自覚していくとともに、自然と対話も増して、チームワークの重要性を体験することで、自分さえよければといった自己中心的な考えも少しは変わるのではないのでしょうか。

そこで、野外での団体活動を提唱しますとともに、情操道徳問題はただ学校、先生方への押しつけでは酷であり、学校、保護者との強力な話し合いの場を持ち、家庭におけるしつけ、情操に関しての責任等を協議されますよう要望いたしますとともに、これについてのお考えをお聞かせください。

次に、いじめに対しての答弁をいただきましたが、当市内小学校の中にも小さいいじめが発生しております。数件ございました。学級、学年、学校全体の連携と、先生方、スクールカウンセラーとの情報交換により、その共通理解を図っての結果、大きく広がらず、事件に発展しないうちに防止できたことはまことに幸いでした。人が集団で生活を営む以上、いじめに類した行為が生じるのは避けられない面もあると言われますが、いじめは人の尊厳を傷つける重大な犯罪行為であり、絶対に見逃さず、阻止すべきであります。

実は、私も小学校3年初めのころから4年生の後半にかけて猛烈ないじめに遭った体験があります。戦後直後の昭和二十三、四年のころで、世はまさに食料不足、物資不足の殺伐で混沌とした時代背景の中で、陰湿、卑劣、残酷ないじめが展開されたのであります。同級生は男女合わせて25名で、うち12名は女子でありますので、残り男子13名の中から1人のボスが発生いたしました。このボスは6年生の番長の弟で、世襲のように自然にボスになりまして、いつも三、四人の親衛隊をつき合わせて、残りの9人から10人の同級生を1人か2人、毎日のように襲ったのであります。ターゲットにされる者は、上級生に兄のいない者とか、特に体の小さい貧弱者、あるいは言語、身体等に多少なりとも障害がある、とにかくそういう弱者からねられました。まず弱者同士で殴り合いをさせて、負けた方から、まずお金を出せ、次は米とか乾燥芋のたかりから始まりまして、放課後に配下の生徒を受け取りに来させて、勝浦のまちへ行き、品物を売って、その代金で買い食いをするのがいつものことでした。登校すれば順番で繰り返され、何かと理由をつけて学校を休むと、今度は出席すると余計いじめを強く受け、この状態が1年半ぐらい続きましたが、この苦しみは家の人にも先生にも話せず、完全にマインドコントロールされておりました。

その悪循環を打ち破ったのが、中でも一番多くいじめを受けていた一人が、耐え切れずに鋭利な刃物でボスに切りつけたことで大騒ぎとなり、ようやく学校での取り上げとなりました。1年半以上に及んだ、暗い、悲惨ないじめがようやく終結したのです。また、切りつけた生徒は、切り出しをつくるのに3カ月もの月日をかけておりました。当時、農家の副業は山仕事でしたので、薪炭づくりに使った鋸の目立て用に使ったやすりの古いものを、グラインダーが当時はございま

せんので、県道の橋がコンクリ製でしたので、その側面、10メートルぐらいの距離をグラインダーがわりに行ったり来たりして、まさにいじめに対する復讐とはいえ、その執念といいますか、涙ぐましい努力の結果、そういうことをやったわけです。ですから、いじめは善良な少年の心を破壊してしまうとともに、凶悪犯罪をも引き起こす引き金になってしまうのであります。

また、そのときの騒ぎの際に、人々から、なぜ早く先生か家の人に言わなかったのかと責められ続けましたが、死ぬほどの苦しい思いをしても、それが打ち明けられないのがいじめの恐ろしさと、その心境なんであります。学校でのいじめは巧妙で、先生方の発見はまず無理でした。例えば、被害者を中にして、両側の者が首を絞めていても、先生かだれか来ると、さっと肩を組み直してほほえみ合う。ですから、知らない人は仲良くしていると思われていたんですね。それをしないと、今度はその後、強烈なリンチが待っているのであります。また、当時はボクシングと言いませんでしたが、拳闘の練習とって、無理やり2人で殴り合いをさせて、勝った方を今度は大勢でまた殴る。先生方の目にはまず絶対に見えないところでのしわざですから、先生は全く気づかなかったわけであります。

その苦しいいじめの中で、私は一つ会得したことがありました。それは、何であれ、学科であれスポーツであれ絵であれ、とにかく特技を持つということです。私の場合は、読書で知識を得るということでした。近所に長狭中学校の兄のような人がいまして、ちょっと難しいが、この本を熟読して知識で立ち向かえと言って渡されたのが「リーダーズダイジェスト」という本でした。確かに世界のあらゆるセクションでのトップニュースを紹介されております。毎日夢中でこの本に没頭して読みふけりました。また、今でも生々しく覚えておりますことは、当時、死亡率の最も高かった肺炎の特効薬として、抗生物質のペニシリンの登場を皆に話して聞かせて、その新しい出来事、皆さん、ようやく、いろんなことで気づいてくれ、少し、その間、いじめから離れることができました。絶えずいじめられておりましたが、そういうことを話して聞かせることによって、その頻度も少なくなったということであります。その影響で現在でも読書は欠かせないものとなっております。

以上、私の体験からも、本人からのサインは、先生にも家の人にも出したくても出せないのがいじめなんですよ。その恐ろしさは今でも忘却しようとも忘却できません。現在は、幸い、最初の駆け込みどころとしての保健室とか、スクールカウンセラー、先生方の連携により、早期発見、早くどこかで見つけることができることは非常に幸せであるかと思うところであります。

また、いじめが原因と考えられる小・中学生の自殺が連続している中で気づくことがございますが、それは公立校に多く、私立校には存在しないような気がいたしますが、義務教育の場では退学、停学の処分がなく、最も重い処分出席停止と聞いております。一方、私立校では、校則違反行為における退学処分が明記されているために、学生たちはおのずと自己制御して暮らすので、事故、事件の発生が少ないと聞きますが、それを考え合わせると、いじめた側は意外と自分の犯した所業の責任を感じないのが多く、反省と再発防止の観点からも、それなりにいじめた側へのペナルティーを科すべきと思いますが、この問題に対してのお考えをお示しください。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君）最初の奉仕活動、あるいは野外の体験活動を通して子供たちの心を豊かに育てることが大切ではないかというようなご指摘でございますけれども、私もまさに同じような意見でございます。現在でも海岸清掃等の実践をしているわけでありまして、今後とも一

層、奉仕活動、あるいは野外での体験活動が充実するように学校に働きかけ、子供たちの豊かな心を養えるようにしていきたいというふうに思っております。

次に、いじめの発見の難しさ、ご自分の体験の中からご説明をいただきましたけれども、まさにそのとおりではないかなというふうに思います。発見するのは大変難しいことであろうと思います。ただ、そうは言っても、私たちは努力をして、それをしていかなければいけないわけですが、早期発見、早期対応の一つとして、児童生徒が発する危険信号を見逃さないために、児童生徒の生活態度の変化等、きめ細かく把握するように努めましょうということ而努力しております。これだけではなくて、さまざまな項目ありますけれども、そういうことを充実しながら、早期に発見して対応できるように今後とも努力をしたいなというふうに思っております。いじめられている子供の心を強く持つということも議員の体験の中から伺うことができました。私はそれも非常に大切なことだろうと思いますので、ぜひ機会がありましたら、子供たちにそういう体験を話して聞かせたいなというふうに思っております。

加害者の問題についてでありますけれども、現在の学校教育におきましても、性向不良な子供については登校を拒否することができるという規定があります。ただ、これは、そう処分された子供の対応をどうするか、大変難しい問題がありますので、なかなかそれは具体的に行われていないようでもありますけれども、教育再生国民会議でも、いじめる加害者について、もっと厳しい、毅然とした態度をとるべきだという指摘がされておりますので、これも加害者の人権にかかわるといふ、いろんな難しい問題がありますけれども、その非をしっかりと教え、再び繰り返すことがないような指導ができるように努力をしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。高橋秀男議員。

○11番（高橋秀男君）教育長からの答弁をいろいろありがとうございました。関連しまして、宗教情操教育についてお尋ねいたします。私は幼少のころ、家の年寄りから毎晩のように寝物語に聞かされたのが、この房州から傑出した偉大な宗教家の誕生から始まり、幼年時での勉学、幾多に及ぶ苦難、災難を乗り越えての修行の末の宗派の開祖に至るまでを、祖母から、勸善懲悪、悪逆無道を含めた、人の心の持ち方を伝授されましたが、現在の子供たちを取り巻く環境はなかなかそのようなわけにはいかないと思われます。そこで、低学年児童等には、洋の東西を問わず、人々から尊敬、崇拝される聖者は人間性の真理を終生追求した哲学者でもあるわけですから、規範指導とともに宗教面からの心の教育が必要かと思われます。この問題に関しては、教育基本法、学校指導要領においても否定していないと理解しているところですが、現在、このような宗教に関しての教育がとり行われておりますか、それともこれから取り組まれる必要があると感じておりますか、お尋ねいたします。

次に、いじめた側の子供の対応についてお聞かせいただきましたが、確かに強過ぎる処分はかえってその子供を非行に走らせてしまうという懸念もあるかと指摘されているところですが、いじめを起こすぐらいの子供は、見方によっては知力も体力も、他の子供よりも優れている場合が多いようです。ですから、それなりの処分をケース・バイ・ケースで実施しなければ再発を防げないと思います。

いじめに関して、電話相談カード配布という問題が12月2日の朝日新聞に載っております。これは、旭市で小・中生 6,000人に配布したということでございます。20校で、生徒数も合わせ

て 6,023人ということでございますから、大変な数でございますが、名刺サイズのカードに、いじめなど困っていることがありませんか、一人で悩まないで相談しましょう、それと電話番号が記載されておりまして、電話先は旭市教育委員会学校教育課相談担当までということでございます。電話は平日の午前8時30分から午後5時15分まででして、話を聞いていただくのは6人の指導主事ということでございました。同市で、11月20日のカード配布とともに、保護者にも、子供の日ごろの様子を見守り、心配なことがあったら学校か教育委員会に相談しましょうという文書とともに配布したそうですが、10日間余り、中学生から1件、小学生から4件の依頼があったということでございます。これもやはり一つのいじめをなくす方法ではないかと思っております。もし、そういうお考えありましたら、またお聞かせ願いたいと思います。

私は、この教育問題調査研究に11月中、2週間ほどかけて、学校、小・中・高生徒、先生方、校長先生に質問とともに聞き取りをさせていただきました。また、保護者とのグループディスカッションも重ねて感じたことは、いじめでの自殺連鎖に対して、学校も保護者も大変心配し、それなりの配慮はかなりされているように思いますが、肝心の学校と保護者相互の話し合いが少ないように感じられました。今、この機会にいじめという暗い恐怖のトンネルから脱出することができず、みずから命を絶った子供たちの必死の叫びに報いるためにも、当市からそのような被害者を出さないためにも、早急に各学校での保護者と学校との話し合いの場を設けて、教育長も参加され、出席されて、討議討論とともにご指導されますよう、強く要望いたしますが、アクションを起こしていただきたいということですね、これについてのお考えをお聞かせください。

一方、この問題にかかります中で、楽しいことにも出会いました。それは、久しぶりに聞く両親への感謝という言葉でした。調査中、はからずも2人の中学生、海外派遣生からの言葉でした。彼らは遠く日本を離れた異国の地で、日中の喧騒から解き放たれた深夜、ふと目覚めたとき、この国へ来ることができた幸せと、ふだん余り感じなかった両親への感謝の念が突然吹き出し、涙がとまらなかつたということです。その心境をなぜか電話では恥ずかしくて伝えられず、手紙に託したそうであります。また、そのとき、家族、学校、友人、行政への感謝も心に深く刻み、帰国後、この体験を人のために役立てようと深く心に誓ったという、心温まる話でありました。

以上、質問、いろいろ申し上げましたが、特に道徳、情操教育の指導強化につきましては、過去2回ほどこの議場で強く要望しております。私は決してファシズムに傾倒、陶醉しているわけではありません。あくまでも次代を担う子供たちの健全な育成を願っての発言でありますことを申し上げまして質問を終わります。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君）最初に、宗教教育のことですけれども、ご存じのように、現行の教育基本法の第9条は、宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上、これを尊重しなければならない。第2項で、国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育、その他宗教的活動をしてはならないというふうになっております。宗教一般について、客観的な知識や、宗教についての公平な理解などを深める教育、それから、宗教的な情操を陶冶する教育というようなことが考えられると思いますけれども、最初の客観的な知識などを深める教育につきましては、社会科の授業等で実践されております。そして、宗教的な情操教育につきましては、これは大変難しい問題でありまして、先ほど申し上げましたように、特定の宗教のための宗教教育をしてはならないということになっておりますので、なかなか難しい問題

であります。道徳の指導項目の中に、主として自然や崇高なもののかかわりに関することを教えなさいと。この中には、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めるというような内容が入っておりますけれども、多分、これが宗教的な情操などにかかわりがあるものであるというふうに思います。ただ、具体的には、先ほど申し上げましたように、特定の宗教の教育はしてはならないということがありまして、実際に学校の道徳の中で宗教を取り上げた指導というのは私もまだ見たことがありませんし、そういう指導計画を見たことがありません。ただ、お話のように、これは大変大切なことだろうと思います。議員はご両親からその話を聞いたということでありまして、学校ではこういうことはしてはならないんであって、例えば教会であるとか、あるいはお寺さんであるとか、保護者が教えるのは別に問題はないわけでありまして、ぜひそういう面から、宗教的な情操について教えていただければ、子供たちの個々の成長にとっては大変役に立つのではないかなというふうに思っております。

2番目のいじめにかかわる電話相談の問題でありますけれども、勝浦市におきましても、電話相談はありませんけれども、学校の中でスクールカウンセラーもおりまして、あるいは子供と親の相談員というのが小学校2校に配置されておりますので、そういう人たちの記録を読みますと、子供たちがよくそこに行って、いろんなことを話をしているというようなことが理解できます。そういうところから、いじめの問題があれば、多分、把握できていくのかなというふうにも思っております。また、学校によっては相談箱を設けてありまして、何でも書ける。それを投函することによって、いろいろな状況を知ることができるというような工夫もしております。教育委員会で電話相談をやって、果たして子供が相談してくれるかなというような危惧もあるわけですが、もし必要であれば、学校と相談して、そういうことも考えていきたいなというふうに思っております。

3つ目でありますけれども、学校と保護者の相互の話し合いが必要ではないかなということですが、つい先日、ある中学校で、保護者と子供を集めて、いじめ指導の専門家に来ていただいてお話を伺う、そしてその後、協議をするというようなことで、相互の話し合いが成り立っているところもありますし、また、学校だよりを通して、いじめの状況とか、あるいは家庭でどうしたらいいのかとか、そういう情報を流しているところもあります。これも大変重要なことであると思っておりますので、ぜひ学校に働きかけていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（水野正美君）続きまして、佐藤啓史議員の登壇を許します。佐藤啓史議員。

〔2番 佐藤啓史君登壇〕

○2番（佐藤啓史君）平成18年12月議会の一般質問も私が最後になります。いましばらくおつき合いたいただきたいと思っております。私は、通告しました地域ブランドと武道大学の学生議会についてお聞きいたします。

地域団体商標と呼ぶ地域ブランドの制度が本年4月の改正商標法の施行を機にスタートしました。政府の知的財産推進戦略の一つとされており、地域名がつけられている特産品やサービスを商標登録することで、独特の個性を持つブランドとしてアピールしやすくし、地域経済を活性化

させることを目的としています。

特許庁は、本年10月27日、地域名と商品・サービス名を組み合わせた地域団体商標制度、いわゆる地域ブランドに関して、本年4月に出願された374件のうち52件の商標に対し、商標登録査定を出願人に送達しました。その後、11月21日には新たに3件の商標に対し登録査定を送達されました。特許庁のまとめによれば、11月15日までの出願は620件に達しており、各地域の期待の大きさが伺えます。都道府県別に見ると、100件以上出願した京都府で8件が登録査定され、一番多く、次いで7件出願し、すべて登録査定された和歌山県の7件、次いで岐阜県の5件と続いています。

千葉県では、富里市農業協同組合の富里スイカ、安房農業協同組合の房州びわ、八街落花生商工協同組合の八街産落花生の3件が出願しましたが、3件とも登録を拒絶されました。拒絶理由の主なものとして、ブランド性を裏づける資料が足りないと言われております。また、登録査定された52件の特徴としては、地域名プラス商品名のシンプルな組み合わせが多く、特定の産地でのみ生産されている商品の登録査定が多いことも特徴であります。

サービスの商標については、温泉に関するものとして、岐阜県の下呂温泉、熊本県の黒川温泉、滋賀県の雄琴温泉の3つと、京都府の鴨川納涼床が登録査定されたのみであります。

出願件数を商品別に見てみると、農水産物が294件、工業製品156件、加工食品78件、菓子29件、めん類26件、温泉18件、酒類12件、その他7件となっています。

勝浦市においても、カツオや勝浦産こしひかり、また、カツオの加工品であるなまり節、郷土料理とも言えるさんが焼き、400年以上の歴史を持つ勝浦の朝市、本家の徳島県勝浦町と本市で行っているビッグひなまつりなどのイベントは既に全国的な知名度もあり、地域ブランドとして登録できるものであると考えます。

そこで、1点目に、地域団体商標、いわゆる地域ブランドについてお聞きします。本市の地域経済を活性化する上で、地域団体商標を有効に活用すること、また、ブランド化できる商品の発掘や育成をすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

千葉県では、本年6月に優良な県産水産物を認定する千葉ブランド水産物認定制度を創設しました。11月2日には25品目の認定申請があった生鮮水産物のうち5品目、35品目の認定申請があった水産加工品のうち3品目が認定されました。

本市では、新勝浦市漁業協同組合が申請したひき縄カツオ（活きじめ）、外房イセエビ、外房あわびの3品目が認定されたところであります。特に新勝浦市漁協のひき縄カツオ（活きじめ）については、単独認定であり、今後、勝浦ブランドとして期待されるところであります。

そこで、2点目に、千葉ブランド水産物についてお聞きします。千葉ブランド水産物認定制度に新勝浦市漁業協同組合が申請したひき縄カツオ（活きじめ）、外房イセエビ、外房あわびが認定された経緯、また、今後の展開についてご答弁を賜りたいと思います。

次に、勝浦のタンタンメンについてお聞きします。現在、勝浦のタンタンメンが密かなブームになっていることをご存じでしょうか。インターネット上の掲示板では、房総ラー油系タンタンメンとか勝浦系タンタンメンなどと言われ、タンタンメンの愛好家やラーメン愛好家から注目されてきています。実は私も大のタンタンメン好きであることから、市内外でタンタンメンを食してきました。その中で気づいたことは、勝浦のタンタンメンは味も見た目もよそとは違うということでした。しょうゆベースのスープにいためた挽き肉とタマネギが真っ赤なラー油とともに乗

っている独特のタンタンメンであります。皆さんも、えぎわのタンタンメンはご存じであると思います。インターネット上の情報によると、実は、勝浦のタンタンメンはえぎわのタンタンメンをルーツとしているようで、その歴史は50年とされています。私が確認しているだけでも、市内にはタンタンメンを出すお店が20軒もあり、市民の中ではタンタンメンのまち勝浦としてPRしたらいいのではという意見もあるようです。

世間では、日本料理やフランス料理などの高級料理と対極にある大衆的な料理のことをB級グルメと言い、テレビや雑誌では毎日のように特集を組んでおり、インターネットでもB級グルメのサイトがマニアによって数多く立ち上げられています。B級グルメはだれもが食することができる手軽さと味の深さがあります。B級グルメにも、旭川ラーメン、盛岡冷麺、仙台の牛タン、喜多方ラーメン、宇都宮餃子、名古屋のみそかつなど、既に全国的にも有名になっているものから、勝浦市議会建設経済常任委員会で視察した富士宮のやきそばなど、これからブームになりつつあるものまでありますが、どれもがその地方で独自に発展し、愛されてきた味であり、その地域の食文化であると考えます。そういった意味でも、B級グルメはこれからのまちづくりに欠かせない要素となっており、食は大きな観光資源であります。

そういった観点から考えた場合、今の勝浦のタンタンメンは、地元勝浦の食文化の一つであり、市民から愛されてきた味であり、観光資源の一つであります。そこで、お聞きします。今、密かなブームになりつつある勝浦のタンタンメンをご当地B級グルメとしてPRしたらどうでしょうか。中華料理店やラーメン店はもちろん、商工会や観光協会と一緒にタンタンメンでまちおこしをしてはどうでしょうか。市の見解を伺います。

次に、国際武道大学の学生による大学生議会についてお聞きします。

1984年に創立した国際武道大学が昨年20周年を迎えたことは皆さんもご承知のことです。この間、武道大学は、勝浦市にとっては地域経済を支える一方、大学の施設利用や各種教室、市民講座など、勝浦市民にとっても今やなくてはならないものとなってきています。

また、大学の誘致に関して、ご尽力をいただいた当時の関係者や市民の皆さんに対して敬意と感謝を申し上げます。ただただ残念なことは、自身の政治生命を大学誘致にかけた山口前市長が副理事長の現職にありながら本年お亡くなりになったことは、市民はもとより大学関係者にとって悲しみの極みであります。ここに謹んで哀悼の意を表します。

国際武道大学の建学の理念を抜粋して申し上げます、「本学は我が国の伝統的な武道精神に立脚し、自国の文化を理解し、国際的な感覚と高い教養を持ち、人々の生涯わたる健康で質の高い生活の獲得を支援できる専門的な知識と技能を体得した人材の育成を目的としている」となっています。

多くの学生は、この建学の理念にのっとり、勉学と部活動に日夜励んでいるわけですが、一部の学生の交通ルールのマナーの悪さや夜間の騒音等に対して、市民の中には好意的に見ていない方もいるようです。私は、このような学生と市民とのちょっとした問題等は、同じ市内に住む者として解決すべきと考えます。

最近では、大学を擁する各自治体では、産学官連携によるまちづくりを行っています。そういう面から見てみると、これからの勝浦市のまちづくりを考える上で、現在、勝浦市の人口の約1割を占める学生の意見や考えを聞いてみる必要もあると思います。確かに学生の市内在住期間は4年間かもしれませんが、しかしながら、多数の学生は市外、県外からの入学生であり、外から見

た勝浦市のいい面、悪い面について聞いてみてはどうでしょうか。学生という視点から見た勝浦市はどう映っているのでしょうか。体育大学の学生らしく、ほとんどの学生は部活動、体育会活動に汗を流しています。そのエネルギー、パワーをまちづくりに利用できないのでしょうか。

本市においては、過去に子ども議会や女性議会を開催しておりますが、私は今回、国際武道大学の学生による大学生議会の開催を提案するものでありますが、市の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君） 3時5分まで休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時05分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの佐藤議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、地域ブランドについて申し上げます。

1点目の地域団体商標についてのご質問ですが、本制度につきましては、商標法の一部改正により、本年4月から地域の名称及び商品・役務の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合等の団体が地域団体商標、いわゆる地域ブランドとして登録し、適切に保護することにより事業者の信用維持を図り、これにより産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援する制度であります。

勝浦というブランド力につきましては、民間研究所が行った全国779市の魅力度を調査しました地域ブランド調査2006におきまして、本市は144位、千葉県内では、浦安、木更津、館山、銚子、千葉に次ぐ第6位という結果でありました。これは勝浦の知名度の高さを示すもので、後世にも勝浦の名を伝えていかねばならないと強く感じているところであり、この知名度をもってすれば、必ずや地域ブランドの登録に寄与するものと大いに期待しているところであります。

本市では、カツオ、朝市、かつうらビッグひなまつりなどが地域団体商標制度でいうところの複数の都道府県に及ぶほどの周知性を獲得していると考えられ、これらが現時点で勝浦の地域ブランドに当たると考えます。これは、関係者のたゆまぬ努力の賜物であると考えます。

しかし、一方で、勝浦地域ブランドとして登録となりますと、出願人の要件や、関係他市町村との調整などを行う必要があると考えますが、今後におきましては、地域経済の活性化のためにも、地域ブランドの登録に向け、関係団体等とともに研究してまいりたいと考えております。

2点目の、千葉ブランド水産物認定制度についてのご質問ですが、千葉県では、本年度から全国に誇れる県産品を千葉ブランド水産物として認定し、重点的にPRすることにより、千葉の魚全体のイメージアップを図り、消費拡大、魚価向上につなげ、県内水産業の振興を図ることを目的として本制度を発足いたしました。

本制度は、県内で水揚げされた生鮮水産物と、それを使い、県内で加工された商品を認定対象とし、申請は、漁業協同組合、漁業者、または水産加工業者が行い、認定基準に基づいて一定の要件を満たすものをブランドとして認定して、販売強化を図ろうとするものであります。

千葉県では、平成18年5月に千葉ブランド水産物認定に係る基本方針及び千葉ブランド水産物

認定要綱を制定し、6月7日から県内4カ所で説明会を開催するなど、制度の周知が行われました。

その後、6月20日から7月20日の1カ月間、申請を受け付けたところ、県内関係事業者から、生鮮水産物25品目、水産加工品35品目、合計60品目の申請があり、本市関係では、生鮮水産物11品目、水産加工品2品目、合計13品目の申請でありました。

これを受けて、8月には、千葉ブランド水産物認定委員会において、鮮度を保つ工夫を実践していることや、旬の時期を明示していること、水産加工品については、食味がよいこと、地域の食文化や歴史などに関連があり、衛生的に製造されていることなど、認定基準に基づいた審査が行われました。

この結果、生鮮水産物の部では5品目、水産加工品の部では3品目の合計8品目が千葉ブランド水産物として認定されました。

勝浦市内では、新勝浦市漁業協同組合が申請したひき縄カツオ（活きじめ）、外房イセエビ（勝浦産）、外房あわび（勝浦産）の3品目が認定されたところであります。

今後、千葉県では、認定を受けた商品には、流通段階から小売まで認定マークを張り、首都圏や全国にPRし、消費拡大を目指すこととしております。年内に発行する観光キャンペーン冊子で紹介コーナーを作成するほか、水産物独自の冊子をつくり、販売促進に活用し、さらには協力店を募り、地域の消費にもつなげていく予定となっております。

なお、今回は第1回の認定であり、来年度以降も実施されると伺っておりますので、引き続き追加認定も含めまして、漁業者、加工業者など関係者と連携しながら、地元勝浦で水揚げされる新鮮な水産物の消費拡大、販売強化に努めてまいりたいと考えます。

3点目の勝浦のタンタンメンについてのご質問であります。全国にはさまざまなご当地ラーメンがあり、代表的なところで言いますと、札幌にはみそ味の札幌ラーメン、博多にはとんこつ味の博多ラーメンがありますように、組織化した上でセールスポイントを確立するなどして、全国的に知名度が知られるようになったのではないかと考えます。勝浦のタンタンメンは、ラー油味とは聞いてはおりますが、現在のところ、セールスポイントも確立されていない状況でもありますので、このことについては、今後、関係者のご意見等も伺い、研究してみたいと思います。

次に、国際武道大学の学生による大学生議会について申し上げます。国際武道大学は昭和59年4月に開学し、ことしで22年目を迎えております。開学当時は武道学科と体育学科だったものが、今ではスポーツトレーナー学科と国際スポーツ文化学科が新設され、学生数も約2,200人、教職員も100名を超えるに至っております。この間、武道、スポーツを通じて、世界平和の実現、貢献できる人材の育成を旗印に多くの優れた若人を世に送り出してきたことに対して、心から敬意を表するものであります。

勝浦市におきましても、大学の協力をいただき、健康ハツラツ教室を初めとする介護予防事業やジュニアサッカー教室、各種スポーツ大会の社会教育事業を実施しており、今や地域の人々にとってなくてはならない大学となっております。

議員からご提案のありました大学生議会についてであります。これからのまちづくりを考える上で、学生の意見を聞くことについては意義あるものと考えますが、大学生議会を開催するか、他の手法をとるか、大学側の考え方等も含めて検討してまいりたいと思います。

以上で佐藤議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○2番（佐藤啓史君）市長、ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問いたします。まず、地域ブランドに関してでありますけれども、実は、独立行政法人中小企業基盤整備機構というのがございます。地域振興整備公団と産業基盤整備基金が統合して平成16年7月1日に独立行政法人となったものなんですけれども、その中小企業基盤整備機構の業務の一つで地域ブランド化の支援をしております。地域ブランドマニュアルというのを整備機構の方で作成しております。40ページほどのマニュアルがあります。そのマニュアルをまず見てみますと、せっかくですから、簡単にちょっとご紹介したいんですけれども、まず、地域ブランドの定義というものが記載されております。まず1つ目として、地域ブランドとは、地域に対する消費者からの評価であり、地域が有する無形資産の一つである。2つ目に、地域ブランドには、地域そのもののブランドと、地域の特徴を生かした商品のブランド等から構成される。3つ目に、地域ブランド戦略とは、これら2つのブランドを同時に高めることにより、地域活性化を実現する活動のことと定義づけられています。地域を活性化させるための地域ブランドであると。言いかえれば、勝浦を活性化させるための勝浦ブランドの取り組みだと、私はそういうふうに考えます。

では、なぜ地域ブランドが必要なのかということなんですけれども、これもマニュアルの中で3つにまとめてあります。まず1つ目が、消費者から見た視点。その1つ目として、消費者からの信頼がなければ市場では生き残れない。これは、食にしても、サービスにしても、商品にしても、すべての面において、消費者から信頼がなければ生き残れない。また、2つ目には、商品の視点。これが、付加価値を高めなければ勝ち残れない。ほかと同一のものであれば生き残れない。付加価値をつけたオンリーワンのものにする、もしくはナンバーワンにする、そうしていかなければ生き残れない、その切り札が地域ブランドである。そして、3つ目が、地域及び住民からの視点。これは、地域を活性化するために、地域の魅力を高める必要がある。ブランド化の商品をつくっても、地域の魅力がなければ活性化しないということでもあります。その3つがセットになって地域ブランドが上がる。

そして、戦略としてどうするかということではありますが、まず、地域ブランドをつくること。そして、それを活用すること。あとは、それを管理することでもあります。いわゆるにせ商標ですか、コピー商品とか、いろいろありますけれども、そういったものから守るために管理をしていく必要がある。そういうことになりますけれども、では、それをどうマネジメントしていくかということがございます。まず、ブランドの戦略の実施に当たっては、最初に必要なのは組織づくりということがございます。そして、ブランド戦略には、行政、製造部門、接客部門、管理部門など、そのブランドに関係するスタッフ全員が行う必要がある。そして、そのトップには自治体の長がふさわしいというふうに、このマニュアルには記載してあります。そして、その直轄組織として専任スタッフを配置する必要がある。それは役所、行政を含めた接客部門、製造部門、すべての面において横断的な組織づくりをする必要があるというふうに書いてあるわけございまして、そこでもう一度お聞きしたいんですけれども、市長、先ほどおっしゃいましたけれども、全国で144位の勝浦の知名度というか、ブランドは144位であると。千葉県内においては6番目であると。それだけ勝浦の知名度は売れている中で、今後、市内、産学、巻き込んだ一つの勝浦ブランドをつくるための組織づくりをしてもいいんじゃないかと思うんですが、そういう考えはあるか、ないか、あるいは今後検討する用意があるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

そして、次、水産ブランドなんですけれども、ブランドに関しては大体わかりました。確認しておきたいんですけども、この期間、勝浦水産物ブランドになったカツオ、あわび、イセエビ、この3つの期間、たしか3年だったかと思うんですが、その期間と、期間後にまた新たに申請するような手順をとるのか。あと、認定マークについて、認定マークを張るといようなことだったんですけども、例えば生物ですから、そのまま直接張るものなのか、梱包した箱に張るものなのか、そういった認定マークの件について、ちょっと確認の意味でお聞きしたいと思います。

それから、タンタンメンでございます。タンタンメンを議会で取り上げるとは何事だとおしかりを受けるかもしれませんが、実は本当に、議会で私も取り上げようと思うほどネット上でブームになっているということでございます。ちょっとご紹介したいんですけども、千葉拉麺通信というブログがあります。これ、非常に人気のあるブログでございまして、そのブログの作成者が山路力也さんで方なんですけど、この方が2000年に千葉の情報雑誌「千葉ウォーカー」、皆さんご存じだと思います、若い方はみんな知っていると思いますけども、「千葉ウォーカー」のラーメン特集全般の監修を担当しています。そして2002年には明星食品から、この人がプロデュースしたカップラーメンを出して、1,000万個の売り上げを出した。また、2003年には千葉県初のラーメン本を角川書店から、企画から監修、全部この人が書いて本を出しました。まさに千葉のラーメン業界では知らない人がいないというぐらいの方なんですけど、この人が千葉拉麺通信ブログの中で、実はこの勝浦のタンタンメンのことについて、こう言ってるんですね。「外房勝浦を中心にした狭いエリアで、ラー油の辛さを効かせた独特なタンタンメンが多く出されている。チーマージャンなどを使ったごま風味のスープではなく、しょうゆベースのスープにラー油が浮いた独特なテイスト。もとは、この勝浦にあったえざわで始まったとされる、このタンタンメンは、明らかにこの地域だけに根づいた独特なラーメン文化である」。そして、ちょっとはしょって、「千葉が誇る第2のご当地ラーメンと呼べる、このラー油タンタンメン、勝浦式タンタンメンと命名していいだろう」というふうに、拉麺ブログの中で書いてあります。

先ほど市長の答弁で、関係者に意見を聞いてみると、そういう答弁あったんですが、まさにこの千葉のラーメン業界のトップといえますか、知り切った、この方が勝浦式タンタンメンと命名してまでいる。私も実は自分のホームページの中でラーメン・タンタンメン特集を組んでいるんですけども、毎日のように勝浦タンタンメンということでアクセスがきている。これだけブームになっていますので、これはもちろんお店の店主さん、ラーメン屋さん、あるいは中華料理屋さん、店主さんにもご意見を聞かなきゃいけないと思いますけれども、うちは手いっぱいだから、そんなことはやらなくてもいいという店主さんもいるかと思えます。先ほどのブランドも含めて、このタンタンメンがこういう状況であるということをもまず行政に認識していただいて、今後、先ほど言いましたけれども、関係団体、あるいはこういった山路さんのようなラーメン業界のスペシャリストをスーパーバイザーのような形でお招きしてみるとか、プロデュースしてもらい、マーケティングしてもらいということを私は希望するわけでございまして、また、特に勝浦の中で人気のあるお店というものが、実は武道大学の学生が非常に多いと。なぜ武道大学の学生が多いのかなという、安くてうまくてボリュームがあると。安くてうまくてボリュームがあるということは、いわゆるB級グルメの定義そのものでして、まさに勝浦発のB級グルメ、実はもうでき上がってしまっていると。あとはどうプロデュースして、マーケティングしていくか、マネジメントしていくかということなんで、その辺は行政ではもしかするとできないかもしれないけれど

も、そういったいろんな知恵を絞ってマーケティングしていけば、実は勝浦はタンタンメンということででき上がってしまって、私はもう基礎ができちゃっている部分だと思っているので、その辺、今後、行動に移していただきたいというふうに希望します。

あと、大学生議会なんですけれども、実は、私も前から学生さんのパワーというか、意見とか、利用できないかなと思って、一つのその方法論として学生議会を提案したわけでございまして、どういった手法があるかということで市長の答弁だったわけでございます。例えば学生懇談会、あるいはワークショップ的なもの、そういったものも一つの手法として考えられると思うんですが、私はやる以上は定期的なものに、1年に1回でもいいですから、学生は4年たったら卒業していきますので、定期的に1年に1回でも、そういったものを開催していけばいいと思っています。やる以上はやはり真剣なものとした方がいいと。行政にとっても学生にとっても、やる以上はプラスになるものでなければいけないと。そういった意味で、議会が一番ふさわしいのではないかなと。ただ、議会ということになる、それを毎年続けていくということになると、執行部にとっても、学校側にしても大変なものもあるかなと思います。だから、例えば定期的に考えていく上で、学生議会が無理であれば、そういった懇談会なり、意見募集会なり、市長懇談会なり、そういった手法も考えられると思いますが、最初は学生議会、もちろん事務局なり、議長や副議長なんかも開催となればお手伝いいただかなければいけないし、我々議員としても、そういった部分をお手伝いしなきゃいけないと思いますし、ただ、学生議会をやることで我々も学ぶこともあると思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

1点だけ確認したいんですけど、過去にやった女性議会や子ども議会、それを開催するに至った経緯なり、何かあってそういったものを開催したと思うんですが、その辺と、女性議会、子ども議会を行った後での、行政として、執行部として、どう認識したのか、やってよかったのか、学ぶことが多かったのか、要望が多かったのか、まちづくりに関して参考になることが多かったのか、プラスマイナスだけでは言い切れないと思いますが、どう感じたのか、その辺をお聞きできればと思います。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君）お答え申し上げます。水産物ブランドの関係についてお答え申し上げます。千葉ブランド水産物認定マークの期間というご質問でございますが、この期間につきましては、有効期間が認定されてから3年間というふうに定められております。また、認定マークについてのご質問でございますが、千葉県では、新鮮でとれたてぴちぴちをアピールするマークデザインと、格別のおいしさ、選ぶ価値ありを表現するインパクトあるキャッチコピー、この2つを応募したところでございます。応募期間は7月14日まで応募いたしました。その結果、認定マークが決定されました。マークのデザインにつきましては、千葉県の「ち」をモチーフに、千葉の魚を最優秀作品としたところでございます。千葉の魚、鯛を表現しております。また、それに添付されるキャッチコピーにつきましては、最優秀作品である「太陽の味がする千葉の海」というキャッチコピーがつく内容となっております。

なお、「ち」の文字につきましては、県が統一ロゴとして使用しております「ちば」というふうになっております。

なお、提出された応募数は、マークデザインが221点、キャッチコピーが523点、この中から最優秀作品として選ばれたものが認定マークとして使用されるというふうに伺っております。以

上です。

○議長（水野正美君）次に、守沢観光商工課長。

○観光商工課長（守沢孝彦君）お答え申し上げます。先ほど来、議員の方からいろいろご質問ございましたけども、確かに今、当市には、勝浦特有の物産というものはございません。その辺については、常々、関係団体と協議はしておるんですけども、なかなかこれといったものが出てこないのが状況でありますけども、地域ブランドということになるかどうかわかりませんが、とにかく勝浦の特産物を考案していきたいというふうに思いますので、今後は関係団体と忌憚のない意見を取り交わしまして研究していきたいというふうに思っております。

また、タンタンメンにつきましては、先ほど来、市長から答弁ありましたが、一つは、各店の独自のセールスポイントをつくり出していただきまして、有志で結束をしていただきまして、各個人の店のホームページ等で全国的に周知していただいております。その中で、今度、行政初め関係団体との共同によりPRというふうなことになると思いますけども、やはりこの件につきましても、関係する団体、もしくは各種店舗の店主さんたちといろいろと検討しながら研究してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）武道大学の学生議会の関連、ご提案ありがとうございます。過去の子ども議会、あるいは女性議会の関係であります。いずれも市制20周年とか、あるいは45周年、そういう関係にあわせて計画をいたしました。子ども議会については子供の視点で、女性議会につきましては女性の立場で、いろいろご意見をいただきました。それなりに成果はあったというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質問ありませんか。佐藤啓史議員。

○2番（佐藤啓史君）私の中学、高校の同級生に、今、テレビの制作に携わっている人間がいます。PDといいまして、プロデューサーディレクターというような立場で、今、自分でテレビの番組を持っているわけございまして、彼にこの間会って話したんですけども、今、テレビで視聴率がとれる番組は何かと、旅番組とグルメ番組だと言っていました。やはり自分も勝浦出身であるから、房総地域を取り上げたいんだけど、ほかの観光地とかと比べると、ちょっとやはり弱いんだということで、勝浦でも、また何か新しいものがあれば、そういったテレビ番組をつくりたいと言っていました。例えば、最近、テレビなんかでも、朝市に必ず出てくる人もいますけれども、ああいう強烈な個性を持ったキャラクターの人であるとか、強烈なインパクトのある商品があると、すぐにでもテレビで使えると言っていましたので、これが地域ブランドとタンタンメン、あるいはそういったものにも使えるのかな、そういったメディアを利用する必要があるだろうと。先ほど言った「千葉ウォーカー」じゃないですけども、情報雑誌、テレビ、そういったものを利用して、勝浦の名前もさらに売りながら、勝浦の商品やサービスをさらにブランド化して地域経済を活性化しようという提案でございます。

実は、勝浦でとれるお米を、今、「勝浦ほたる舞」ということで商標を準備している方がいらっしゃいます。勝浦のホテルが飛んでいる田んぼでとれるお米というのは、味よりも、まさに水がきれい、空気がきれい、土がきれいということで、健康志向派の方にとっては非常に魅力のあるお米であるということで、「勝浦ほたる舞」で認証を準備しているという方がいらっしゃいました。参考までにちょっとお話しします。

学生議会の件に関しては、これはあんまり予算措置を伴うものでもないと思いますし、ただ、市にとってプラスになることだと思いますので、次年度以降にでも前向きに検討していただきたいということを要望いたしまして質問を終わります。

○議長（水野正美君） これをもって一般質問を終結いたします。

散 会

○議長（水野正美君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明12月8日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時38分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問